平成28年第5回 飯塚市議会会議録第3号

平成28年12月9日(金曜日) 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月9日(金曜日)

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。きのうに引き続き、一般質問を行います。6番 奥山亮一議員に 発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

公明党の奥山亮一です。どうぞよろしくお願いいたします。通告に従いまして、2つ質問させていただきます。

まず、1つ目の通学路の安全確保について質問させていただきます。昨今、登下校時に安全であるべき通学路において、子どもの列に車が突っ込むなど誰も予測しないような、痛ましい事故が多数報道されております。特に子どもが登校する時間と通勤時間が重なることで事故が多く発生しております。事故の原因として、運転手の操作ミスが指摘されておりますが、万が一運転ミスがあっても、事故を回避できるような対策を講ずるべきと思います。安全であるはずの通学路が危険状態になっているのであれば、子どもの安全確保を優先して早急に対処すべきと考えます。通学路の問題は、過去に同僚議員が何度も質問されていますが、今回は平成24年に発出された指示文書の内容を伺いながら質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に、文部科学省が平成24年5月30日に発出した通学路の交通安全に関する 文書の内容について、お伺いします。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

ただいまご質問の件でございますけれども、文部科学省は平成24年5月30日、ご案内のと おりでございますが、「通学路の交通安全の確保の徹底について」を各教育委員会に発出し、通 学路の安全点検及び安全対策を講ずることを通知しております。

内容といたしましては、各小学校は通学路の点検を実施し、その結果を市町村教育委員会への報告、それから、その報告を受け、市町村教育委員会は、学校、保護者、道路管理者、地元警察による合同点検を実施するとともに、その対策案を作成し、道路管理者、地元警察に対して要望を行うこととなっております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

今説明されました、学校、保護者、道路管理者、地元警察による合同点検というところについては後ほど伺いますが、平成24年5月30日の点検に関わる福岡県の資料によると、福岡県内の各自治体の点検結果が一覧表で掲載されております。しかし、飯塚市の小学校は22校なのですが点検は17校となっています。残りの5校は点検を行っていないのか、お伺いします。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

点検を行った学校が何校かということでございますが、市内の全小学校22校が点検を実施し、 その結果を教育委員会のほうへ報告を受けております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

全ての学校の通学路の点検を行ったということですが、これは福岡県の掲載ミスですかね。ちょっとはっきりわかりませんが。

次に、危険箇所について伺っていきます。各小学校は通学路の点検を実施し、その結果を市町 村教育委員会への報告をすると。その報告を受け、先ほど答弁いただいた、市町村教育委員会は、 学校、保護者、道路管理者、地元警察による合同点検を実施すると。この合同点検が重要なので すが、これは教育委員会も入れた5者が同じ目線、認識で危険箇所を共有できるし、また、共有 する必要もあると思います。その同じ認識で対策が必要とされた危険箇所は何カ所ですか。また、 その危険箇所にどのような対策をされたのか伺います。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

合同点検の結果、危険箇所として判断した箇所は21件でございます。事後の対策といたしましては、道路管理者、地元警察に対して、その改善を要望し、道路管理者により路面標示の整備、また防護柵の設置等が実施されております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

今答弁いただいた、道路管理者、地元警察に対し改善要望と言われましたが、合同点検時に危険箇所、一緒に確認されております。道路管理者が対策すること、警察が対策することは認識されているので、新たに要望する必要がありますか。

それと、平成24年の文科省の指示文書の中に、点検と同時に、今後の方針ともいうべき「通 学路交通安全プログラム」の策定が指示されております。飯塚市はどのように作成されているの か、ホームページで探しましたが検索できませんでしたので、どうなっているのかお伺いします。 〇議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

まず、お尋ねの1点目でございます。合同点検であるので、要望の必要がないのではないかというご指摘でございますが、要望点検については、その危険箇所の情報の共有をするということでございまして、改めて、その整備につきましては、教育委員会といたしまして、それぞれのところに改善要望をいたしたという次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の件でございますけれども、平成25年12月に文部科学省、国土交通省、警察庁の 3省庁合同で発出された文書は、通学路の安全確保に向けた推進体制の構築や、その取り組みの 基本方針等をまとめた「通学路交通安全プログラム」の作成を推奨することが記述をされており ます。飯塚市では平成28年2月に飯塚市通学路交通安全対策プログラムを策定し、これに基づき、危険箇所について道路管理者や警察などの関係機関と情報を共有し、協働体制で改善策を講じております。本市ではこのプログラムを策定する以前から、各学校単位で校区内危険箇所点検を毎年実施しておりまして、その点検結果を飯塚市PTA連合会の安全調査委員会が取りまとめ、危険箇所改善要望として本市教育委員会に提出をいただいております。本市教育委員会では、この危険箇所改善要望に基づきまして、道路管理者や警察などの関係機関に対して改善を要望し、その対策が講じられてきたところでございます。

通学路の安全対策につきましては、交通規制、道路施設の設置、管理及びその所管などが多岐にわたっておりまして、関係機関との連携が必要であり、今後は飯塚市通学路交通安全対策プログラムに基づき、従来よりさらに関係機関との連携を密に取り組んでまいる所存でございます。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

ホームページにアップはされていないが、2月に作成したということですね。

次に、点検について伺います。4年前の平成24年5月に点検が行われ、対策も実施されていると思いますが、4年もたてば通学路周辺の交通環境も変化していると思います。そこで伺いますが、先ほどご答弁いただいた毎年実施されている点検と、平成24年の合同点検した危険箇所の対策状況をお伺いします。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

平成24年度実施しました危険箇所の点検対策が必要とされた危険箇所につきましては、平成24年度以降もその改善状況の追跡調査をいたしております。本年度分は現在調査中でございますので、前年度の結果に基づいて説明いたしますと、平成24年度に危険箇所として判断した21件は、前年度までに7件がその対策済み、14件につきましては今後の対策実施予定となっております。この14件につきましては、幅員が狭い道路への歩道の拡幅工事やガードレールの設置などが挙げられます。飯塚市PTA連合会からの危険箇所改善要望につきましては、本年度13件の危険箇所が報告され、本市教育委員会として、道路管理者や警察などの関係機関に対してその改善を要望いたします。

今後は、先ほど説明いたしました飯塚市通学路交通安全対策プログラムに基づきまして、関係 機関が連携した取り組みを実施してまいります。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

今答弁いただいた、24年度の点検後の対策済みが7件、未実施が14件、この分については、 点検後4年も経過しておりますが、まだ14件が対策されていないということですね。この内容 については公開されておりませんので、お願いします。

また、危険箇所の内容は、実施、未実施の状況を公開することとなっております。公開することで市民の皆さんが危険箇所の認識や、どの学校のどこが危険であるというような対策がされたかなどの一覧表が公開されることとなっていますが、公開されているかどうか、お伺いします。

○議長(鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

まずは、公開されているかということにつきましては、現在、まだ公開はいたしておりません。 対策が必要な箇所の一覧表につきましては、対策の基本方針である通学路交通安全プログラムに

基づきまして、策定した一覧を公開すること、これを求められているものと理解をいたしており ます。本市では、基本方針である飯塚市通学路交通安全対策プログラムの策定、これを昨年2月 に行っておりますが、プログラムに基づく対策箇所については、議員ご指摘の平成24年度の緊 急合同点検箇所に加えまして、飯塚市PTA連合会からの危険箇所改善要望を含め、関係機関に 直接寄せられる情報を本年度中に関係機関と協議した上で一覧表を策定することといたしており ます。一覧表が策定され次第、プログラムと合わせて、市のホームページに公開したいと考えて おります。

- ○議長 (鯉川信二)
 - 6番 奥山亮一議員。
- 6番(奥山亮一)

もう一つ、21件中7件終わったけれど、14件終わっていませんという内容について、お願 いをいたします。

○議長 (鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

ご答弁する前に訂正を申し上げます。私、昨年度と申し上げるべきところを、昨年と申し上げ たようでございます。大変失礼をいたしました。したがいまして、プログラムの策定の時期はこ としの2月でございます。

それから、残り14件の箇所ということでございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、 今年度の状況ということをまだ正確に、確認はしておりませんので、実を申しますと14件のう ち8件につきましては、今年度、対策が予定をされております。したがいまして、14件のうち 8件が今年度中に対策を終了すると、残りが6件ということになりますので、未実施ということ のご質問をお受けして、その6件について述べさせていただきたいと思います。まずは、1点目 が鯰田でございます。セブンイレブン鯰田店前、バイバスからの合流点が危険ではないかという ご指摘でございます。それから、2点目につきましては、飯塚東小校区になりますけれども、下 三緒山内スーパーあそう裏ということで、横断歩道や標識がないということでございます。それ から、3点目でございますけれども、これは菰田小学校区になりますが、元の菰田中学校前の道 路でございますけれども、歩道と車道の区別がなく、白線がない。それから4点目でございます けれども、これは片島小校区でございます。川津、新横田橋から建花寺川沿いでございますが、 道路が狭く、交通量が多い、歩道がないというようなことでございます。次に、5点目でござい ますが、これも片島小校区でございまして、ミスターマックス前の三差路でございますが、交通 量が多く、歩道がないというような指摘でございます。そして、最後でございますが、若菜小校 区、小正、若菜小学校前、カーブ区間で交通量が多く、ガードレールが必要。以上でございます。

○議長(鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

早く、実施できたところもできてないところも公開していただいて、市民の皆様、また、ご父 兄の皆さんがわかりやすいようにしていただきたいと思います。

次に、通学路以外の危険箇所について伺います。学校の近辺には、通学路以外にも危険箇所が 潜んでいるところがあると思いますが、その把握や対策はどのように行っているか、お伺いしま す。

○議長 (鯉川信二)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

飯塚市PTA連合会からの危険箇所改善要望は、通学路のみならず、ご指摘の校区内の危険箇

所を対象としております。本市教育委員会は毎年、その結果を受けまして、先ほどご説明いたしましたとおり、関係機関に対して改善を要望いたしております。また、学校においては児童生徒へ安全指導を実施し、注意喚起等を行っておる状況でございます。

- ○議長(鯉川信二)
 - 6番 奥山亮一議員。
- ○6番(奥山亮一)

引き続き、子どもの安全を第一によろしくお願いいたします。

最後になりますが、子どもを交通事故から守るのは大人の責任だと思います。学校だけの問題ではなく、市長部局も安全に対し、今後、安全対策費などの名目で予算をつけていただき、防災にも役立つ児童用へルメットの購入等も検討いただきますことを要望し、この質問を終わります。 〇議長(鯉川信二)

- 6番 奥山亮一議員。
- ○6番(奥山亮一)

では、次の質問をさせていただきます。次は、高齢者の免許証の自主返納についてでございます。免許証の自主返納制度は、18年前の平成10年4月から、高齢ドライバーの事故増加を背景に導入されております。全国での自主返納数は平成23年までは毎年2万から7万件の返納であったものが、翌平成24年から10万件を超え、さらに26年から20万件を超える返納となり、年々増加しております。このように自主返納は増加しているものの、高齢者の運転による交通事故件数も増加してきております。

そこで、本市の実態について、高齢者の運転免許証所有者数、また年間の運転免許証返納件数 はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

福岡県警察本部が発表しております平成27年交通年鑑によりますと、平成27年12月末の運転免許証保有者数のうち、飯塚市全体では8万4952人、そのうち65歳以上の高齢者は1万9495人となっております。返納件数につきましては、県警が把握している人数が平成27年12月末までは、県全体数となっておりまして、自治体別には把握できていないということでございまして、福岡県全体の返納者数は7795人、そのうち65歳以上は7408人、65歳未満は387人となっております。なお、平成27年12月末の福岡県全体の運転免許証保有者数は327万1千人でございまして、そのうち65歳以上の高齢者が64万7千人というふうになっております。

- ○議長 (鯉川信二)
 - 6番 奥山亮一議員。
- ○6番(奥山亮一)

次に、高齢者が免許証の自主返納を決断する際に不安になることとして、この先、病院通いや 買い物など、外出時の足となる公共交通機関の利用が可能かどうかが心配になっていると思いま す。そこで伺いますが、本市においても高齢者の運転免許証自主返納時に支援を行っていますが、 運転免許証自主返納支援事業とはどういうものか、お伺いいたします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

質問議員が申されますとおり、本市でも高齢者の交通事故の増加に歯止めをかけるために、免 許証を自主返納され、かつ申請していただくことで、市内に住民登録がある65歳以上の方に、 1回限りではありますが、飯塚市予約乗合タクシーとコミュニティバスに利用できます5千円分 の回数券を支給しております。この事業自体は、平成24年度から実施させていただいております。

- ○議長 (鯉川信二)
 - 6番 奥山亮一議員。
- ○6番(奥山亮一)

この事業の申請者数はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

今年度の申請者の見込み数といたしましては、年間130人を見込んでおりましたが、現在のところ、申請者数は平成28年11月末で101人となっております。特に、高齢者が加害者となった交通事故の報道が多かった先月11月には、26件の申請があっております。なお、昨年度までの年度ごとの申請者数は、平成24年度が134人、25年度が112人、26年度が160人、27年度が131人というふうになっております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

今ご答弁いただいた、本年度の11月末で101人ということですから、このまま行きますと、 年度末には150人くらいの方が申請されそうなところです。いつまでもお元気で運転されるこ とがよいと思いますが、運転に自信がなくなった方などに少しでもお役に立てていただけるよう、 支援内容についてどのように周知されているのか、お伺いいたします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

基本的には市のホームページや、市報、在介だよりによる周知を行っておりまして、そのほかには、飯塚警察署、筑豊運転免許試験場で、運転免許証を返納した方に対しまして、ご本人へのチラシ配布をお願いしているところでございます。

- ○議長 (鯉川信二)
 - 6番 奥山亮一議員。
- ○6番(奥山亮一)

次に、事業の拡大について伺います。人口規模、公共交通の有無などで、比較はできませんが、 宮崎県の西米良村では、運転免許証返納の高齢者に対し、1年間の病院への通院に利用してもら おうということで、14万円を超えるタクシー券を支給するなど、自治体により支援内容がかな り異なっておりますが、近隣の自治体の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

福岡県の情報となりますが、現在、飯塚市を含め県下10自治体が回数券等の支給による支援を行っておりまして、コミュニティバス回数券や、タクシー利用券、ICカード乗車券の支給を行っております。また、支給回数につきましては、返納後1回限り支給のところもございますが、中には、みやま市のように3年間に限定して支給している自治体もございます。その額につきましても、自治体により異なっておりまして、飯塚市と同様に5千円とするところや、みやま市のように3万円のタクシー券、2万円分のコミュニティバス回数券を支給している自治体もございます。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

今後ますます高齢化が進んでいく中で、自動車運転に不安を持つご本人やご家族からの勧めで、 自主返納が増加していくものと思います。

最近、私のところですが、相談いただいた内容ですが、北九州の娘さんから、飯塚市に住むご両親の自動車運転を心配して、何とかならないものでしょうかという連絡をいただきました。そのご両親を訪ねて、娘さんが心配されていることを伝えましたが、ご本人は、いつも娘さんとそのことでけんかになると言われておりました。自主返納については正月に話をする予定とのことでしたが、今は普通車から軽自動車に変えたので、運転しやすくなったとも言われておられました。自主返納してしまうと、日常生活で病院、買い物など不安を感じておられました。

そこで伺いますが、今後、高齢者の方が自主返納しても、日常の生活面など安心できるような、 この事業をどのようにしていく予定なのか、お伺いいたします。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

本市といたしましては、高齢者によります交通事故を未然に防止するためには、この高齢者運 転免許証自主返納事業は継続していくべき事業であると考えております。

しかしながら、運転免許証の返納により高齢者の外出の機会が少なくなってしまうことは、介護予防の観点からは好ましくないとも言えますので、他の部署が行っております、コミバスの事業とか、公共交通関連事業との連携を視野に入れながら、外出機会の増加につながるような事業としても研究し、回数券の額、返納後の支給期間等の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

ぜひ前向きな検討、研究をよろしくお願いいたします。

次に、運転免許証自主返納の方に対する特典として、飯塚は5千円ということでしたが、飲食 代金の割引とか、各種利用料金の割引などを行い、経済効果の拡大、それから外出の機会をふや すなど、健康増進なども目的で行っているところもあるようですが、本市としては、商工会や商 店街等に導入を依頼されたようなことはありますか。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

事業開始から現在まで、本市から依頼をしたことはございません。しかしながら、今後は、主管課であります高齢者支援課のほか、関係する部署と協議をお願いしまして、さまざまな角度から検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 (鯉川信二)

6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

最後に、ぜひ事業拡大と高齢者に優しい行政になるよう要望して、この質問を終わります。

○議長(鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。19番 藤浦誠一議員に発言を許します。19番 藤浦誠一議員。 ○19番 (藤浦誠一)

飯塚霊園内にあります国際交流広場に関して質問させていただきますが、私は、平成26年6月議会から始まり、平成27年12月、平成28年では3月、6月そして9月と、3年間で5回、さまざまな問題について質問させていただきました。今回も、この問題解決に向けて質疑並びに指摘をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

まず最初に質問ですが、当初議会で質問して以来、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会と協議を重ねていることは理解をしております。そもそも、この問題について、市はどのような認識なのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

市としての認識でございますが、過去の議会答弁の繰り返しとなりますが、飯塚霊園内の国際 交流広場につきましては、国際交流、国際親善の一助となり、市民の皆様誰もが追悼できる、そ のような場所になってほしいとの思いと認識を持っております。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

陳情書を提出した国際交流広場の正常な運営を求める会が指摘をしたように、現状はそういう 状態ではないというふうな認識であるということで、以前から申していますように、飯塚霊園内 にあります国際交流広場には、国籍、宗教に関係なく筑豊を支えた先人である日本人も含め、朝 鮮人を初めとしたアジア諸国の炭鉱労働者を追悼するための慰霊碑が私も必要だというふうに考 えております。市長を初め、多くの市民、特別永住者ほか住民の誰もが顕彰し、慰霊できる、そ のような施設になってほしいというふうに望んでいることは、一貫して変わりはないわけであり ます。

そこで、国際交流広場の正常な運営を求める会からの陳情を受け、NPO法人国際交流広場無 窮花堂友好親善の会との協議が現在どのようになってるのか、お答えください。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

前回の議会で、日本語版パンフレットでは、67万人以上の朝鮮人のうち、筑豊へは15万人が連れてこられたと表記されている部分が、英語版パンフレットでは、6700万人以上の朝鮮人のうち筑豊へは1500万人が連れてこられましたとした、日本語表記と異なる表記があるとの指摘を受けまして、市といたしましても、日本語表記と異なる表記のパンフレットが発信されていることは非常に問題があると考え、早急に英語版パンフレットの発信の中止を求めたところ、現在では英語版パンフレットの発信はされておりません。

また、9月議会で答弁しております、昭和19年7月当時の福岡県事務引継書にございます、福岡県特別高等科資料につきましては、説明不足でしたので、詳細にご説明をいたします。福岡県内に在住していた朝鮮人の数、昭和13年でございますが、6万105人。昭和14年、8万3520人。昭和15年、11万6864人。昭和16年が13万6436人。昭和17年が15万6038人。昭和18年が17万2199人とあります。この資料では、筑豊地域に

15万人いたということが確認できませんので、パンフレットに記載の朝鮮炭鉱労働者が筑豊地域に15万人いたという確認できる資料などを提出していただくように協議を行っているところでございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

徴用を全く別の言葉の強制連行や奴隷労働と置きかえて、その人数も根拠に乏しい信じられないほどの莫大な数を、韓国の小中高生や来訪者の方々に喧伝をしていたといったこの事実があったわけですが、このことは飯塚市として把握をしておられましたですか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

パンフレットのことだと思いますが、パンフレット自体の部分は、今現在は当然わかっておりますけども、当時、最初からという部分では把握をしておりませんでした。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

こういったパンフレットで、そういった事象が喧伝されていたということを飯塚市が知っていたとするならば、それはもうやっぱり大問題だというふうに思うんですね。しかしながらパンフレットの発信が中止をされたということは、飯塚市民のみならず、筑豊の名誉にとって非常によかったと思います。しかしながら、真に陳情を提出した正常化を求める会が修正を求めているのは、碑文や歴史回廊そのものであることを強く確認をしておきたいというふうに思います。

さて、毎年秋にNPO法人無窮花の会が国際交流広場で追悼式を実施しております。市長は、 当初市長になられた1年目に参加をしておられる。その後は参加を見送っておられます。代理者 が、その追悼式には参加しているとのことですが、ことしの秋の追悼式はどうされたのでしょう か。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

ことしにつきましても参加をしております。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

ことしも代理者が参加されたということですが、例年のように挨拶あるいは市長からのメッセージといったようなものを読まれたというようなことはあるんですか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

ことしは、市長の代理としてではなく、飯塚霊園の管理者として参加しておりますので、市長からのメッセージ等の挨拶は行っておりません。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

おかしいというふうに思うんですね。飯塚霊園の管理者としてというふうな、今のご答弁ですが、管理者としての責任をきちんと果たしておられるのかというのが大いに疑問を感じていると

ころです。これは後ほどお聞きをしますが、無窮花の会が占有している面積に係る永代使用料、それから管理料の問題と、そういったことは、後ほどまた質問の中で取り上げていきたいと思いますが、それとですね、国際交流広場に霊園管理者の立場で行くのであれば、別に追悼式で紹介を受ける必要もないんじゃないかというふうに思うわけです。前回の質問で明らかにされましたが、市の碑文の修正案を拒否されたことも含め、今いろいろな問題を協議している段階なんです。それなのに、そういった活動に参加をされているということが理解に苦しむわけです。秋の追悼式以外でNPO法人無窮花の会のシンポジウム等々いろんな事業があろうかというふうに思いますが、そのような事業には参加しておられませんか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

ことしは無窮花の会が主催する勉強会に参加をしております。これは無窮花の会が主張しております当時の筑豊地域で従事していた朝鮮人炭鉱労働者の考え方の勉強会があったことから、参加をしております。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

交渉の相手方の考え方を知ることは、否定はいたしません。ですが都市建設部長はかつて私の質問に対する答弁で、「さまざまな意見や見解がございますが、歴史的な認識につきましては、一市町村の考えではなく、政府の動向に沿って考えるべきであろう」というふうに答弁されております。 15万人の強制連行や奴隷のような過酷な労働といった主張をされる無窮花の会の勉強会に、どうして市の職員が、どういった立場で参加されているのか、ちょっと不思議な気がしてならないんです。改めてお聞きしますが、地方自治体は、部長答弁のように、地方自治体は政府の動向に沿うという答弁をされたとおりと、そのお考えに間違いはないか確認をしておきたいと思いますが、それでよろしいですか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

飯塚市といたしましては、研究者による研究成果や政府見解をもとに、史実の検証をしてまい りたいというふうに思っております。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

ちなみに正常化を求める会、陳情を出された会ですが、この国際交流広場の正常化を求める会においても勉強会が催されております。ぜひ、こちらの勉強会にも参加をされたらどうかなというふうに思います。ちなみに、会費はなしだそうです。どうぞ参加してください。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

さて、その無窮花の会ですが、平成12年に当時の市長と在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑建立実行委員会の代表者ペ・レソン氏との覚書を取り交わしております。現在いろいろ協議する中で、その覚書にのっとり協議したという言葉がたびたび出てきますが、現在、ペ・レソン氏は亡くなっておられますね。そのような実行委員会は存在しないというふうに思いますが、そのような中で、現在NPO法人無窮花の会と協議されているというわけですが、実行委員会とNPO法人無窮花の会との関係についてお聞きをします。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

継承関係につきましては、覚書の第11条に、「乙(在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑建立実行委員会)は、代表者を変更した場合は、書面にて甲(飯塚市)に届け出なければならない。なお、乙は追悼碑建立実行委員会を解散したときは、乙所有施設の維持管理責任者の住所・氏名等を書面にて、甲に届け出なければならない。」と記載されており、平成8年に設立された、在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑実行委員会と、平成12年に覚書を取り交わしております。その後、平成16年に国際交流広場無窮花の会と団体名が変更、さらに平成19年にNPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会と団体名が変更され、また、代表者につきましても、ペ・レソン氏が亡くなられたことから、平成22年に現在の吉柳順一氏が変わって理事長になられておりますので、書面での届け出があっております。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

部長も記憶しておられると思うのですが、私も同席をして、9月議会の前に都市建設部は正常化を求める会と合同で広場の合同調査を行っております。その折、覚書の契約先と現在の契約先名が違うということを、共同代表者側の方から指摘をされておりますよ。その時は、そのような答えではなかったというふうに思います。それを踏まえて、私は9月議会で指摘をしたつもりです。疑うわけではないんですが、当時の飯塚市は、国の墓地埋葬等に関する法律第14条2項に反し、今回の陳情書が出るまで埋葬許可証、改葬許可証等、名簿さえ今まで受け取っていませんでした。そういった書類に関しては、3点ほどの書類が必要になるはずなんです。名称が変わったとき、代表者が変わったとき、そういった書類についてはなかったというふうなお答えを、その時いただいとったと思うんですね。それについてはどうなんですか。あるんですか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

届出は1枚しか出ておりませんが、ございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

ということは、やっぱりお答えが違うわけですね。要するに名称が変わったとき、あるいは団体が解散し法人となったとき、法人の代表が変わったときの3枚の書面が必要になるはずですよね。だからこの必要な書面のどの部分があって、どの部分がないんですか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

最後の部分でございます。NPO法人国際交流広場の名前と吉柳順一氏に変わった部分でございます。

○議長(鯉川信二)

その分があるわけ。出てるわけ。都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

その部分につきまして、ございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

その3点の書類については、必要な書類ではないかというふうに思っております。

その次に、その覚書の相手先に関することになるのでしょうが、国際交流広場にある飯塚市霊 園条例においては、墓地に当たる納骨堂の所有者は誰になるわけですか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

すみません。先ほどの答弁で、書面自体は1枚でございますが、流れといいますか、代表者と NPO法人になった、その流れの部分については1枚の中で確認できるような形の書面が1枚ご ざいますというふうな答弁でございます。失礼しました。

それと、納骨堂の所有者につきましては、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の所有物でございます。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

交流広場内の公園に当たる広場に設置をされている狛犬、碑文、歴史回廊パネル等の所有者は 誰ですか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

寄附は受けておりませんので、無窮花堂友好親善の会でございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

今もう先に答弁いただきましたが、寄附は受けていないということですね。それでは、この設置物が台風等で損害を受けたとき、あるいはいたずら等で毀損したとき、また公園で遊ぶ子どもたちに設置物により予期せぬ事故が起きたとき等、そういったときの責任の所在はどこになるでしょうか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

先ほど答弁いたしましたように、納骨堂の施設につきましては、NPO法人無窮花堂友好親善の会の所有物となりますので、施設の所有者での対応となります。しかし、施設以外ののり面を含めた敷地につきましては、市の管轄となりますので、市での対応が必要となるというふうに考えております。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

それでは次に、NPO法人無窮花の会が自主的に占有している霊園内の面積はどれくらいになるのでしょうか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

今現在、貸し付けの金額で申し上げます。平成12年当時、永代使用料は1平方メートル当たり3万4千円で、永代管理料につきましては、1平方メートル当たり2万円に消費税を加えた額

となっておりまして、現在16平米の部分につきまして、合計88万円の管理料と使用料を徴収いたしております。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

要するに現行、貸付面積16平米ということですね。この永代使用料、永代管理料を合わせて合計88万円を徴収しているということですが、実情は現行の貸付面積16平米とは違っているんじゃないかというふうに思うんですね。今の実情はどのようになっていますか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

先ほど申しました、今、徴収の分は16平米でございますが、見切り、大走りの幅が7メートル×7メートルでございますので、その分で計算しますと49平米でございます。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

契約面積16平米に対して、現状の49平米ということになります。これ金額に直しますと、 永代使用料、永代管理料、両方金額合わせますと幾らになります。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

先ほどの質問議員言われる 49 平米で計算しますと、当時の使用料の単価で、使用料で計算しますと、永代使用料が 166 万6 千円、永代管理料が消費税込みで 102 万9 千円となりますので、合計で 269 万5 千円となります。なお、16 平方メートルとの差額につきましては、181 万5 千円というふうになります。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

今度は、もう一点聞きたいのは総面積ですよ。いわゆる納骨堂があって、碑文があって、あの中にある面積、要するに総面積は何平米というふうに考えてますかね。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

敷地の総面積は、約340平方メートルでございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

一般の市民の方々が、今使用されている墓地ですよね。これとのいわゆる永代使用料、管理料と、この無窮花堂が使用している、占有している面積比を考えますと、とんでもない差があるんではないかと思うんですよ。いわゆる市民が使用しておられます墓地の使用料、管理料と比較して、極めて、これは不平等ではないかというふうに言わざるを得ません。その辺は、どういうふうに是正をされるのか。今からそういったこと是正されるというようなお考えに立っておられます。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

敷地340平方メートルという部分も含めて、現在そういうふうな現状の部分の指摘を当然受けておりますので、その分を含めて、今協議を行っているというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

納骨されている遺骨について、名簿が提出されたということですが、覚書の趣旨や碑文に記された無窮花の会が主張する、いわゆる強制連行、徴用期間に亡くなられた方の遺骨は何体ありましたか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

全てが徴用期間中に亡くなられた遺骨ではございません。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

全てという意味がちょっとわかりにくいんですけどね、全部がという意味なのか、これだけある中の何体かは該当しますよっていう意味なのかよくわかりませんが、それでは、碑文に書いてあるような過酷な労働を強いられて亡くなったということは確認できますか。

○議長(鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

死亡原因につきましては、確認はできておりません。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

これはもう当初から確認できないような内容が碑文に記されて、今日まで看過されてきたということだと思います。碑文との整合性はないのではないかというふうに思っております。徴用期間中に炭鉱事故で亡くなられた方の、日本政府と企業の対応については把握をしておられますか。

○議長 (鯉川信二)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

詳細には把握をいたしておりません。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

これは、確かな資料もあるわけですが、徴用は徴兵と同じく国が管理して実施をされました。 その名簿は管理され、徴用期間中に亡くなられた方の遺骨は弔われた後、弔慰金をつけて遺族の もとに届けられています。徴用期間中の犠牲者はきちんと管理されていたはずです。

かつて新聞報道にもありましたが、飯塚市は覚書を交わした後、その趣旨にのっとり、在日筑 豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑建立実行委員会の関連団体に、これですね、今では問題に なるんではないかというふうに思いますが、個人情報との問題に抵触する、そういった問題なん ですね。その団体に対して人道的、超法規的措置として、戦前亡くなられた朝鮮半島出身者の 方々の火葬許可名簿を渡しています。そして、その名簿をもとに、近隣のお寺に安置されていた 遺骨を、徴用期間どころか戦前、戦後に関係なく、炭鉱事故かどうかに関係なく、また、男性、 女性、子どもに関係なく、出自、いわゆる出身が朝鮮というだけで、在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式なる納骨堂に集められ、強制連行犠牲者として納骨されたことが明らかになりつつあります。

納骨の際に、国の「墓地、埋葬等に関する法律」第14条2項を飯塚市が遵守し、埋葬許可証、 改葬許可証等、名簿さえ提出させていれば、この覚書の趣旨に沿う遺骨かどうか確認ができたん ではないかなというふうに思っております。そういった手続を踏まなかった、かつての飯塚市の 対応にも問題はあると思いますが、戦争に関係なく、各地から集まった日本人と同じように、朝 鮮半島からも職を求めて、この筑豊の地で、家族のために懸命に働いた人々を、勝手に強制連行 犠牲者として一くくりにして納骨をする。果たしてそれで個人の意思、死者の人権は守られてい るのであろうかと思うわけです。このことはまさしく人権に関わる重要な問題ではないかと思う わけです。

9月議会で全市的な取り組みを要望しましたが、現在どのようになってますか。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田愼二)

これまで、この問題につきまして、都市建設部のほうで対応を行っておりましたが、1つの部署ではなく、複数の部署に関連していますことから、9月議会で質問議員より、全市的な取り組みの要望が出されたところでございます。このことを受けまして、関係部署といたしまして、国際交流の関連で企画調整部、追悼碑関連で総務部、労働会館の関連で経済部、埋葬法、納骨堂の関連で市民環境部、飯塚霊園の関連で都市建設部により構成する国際交流広場のあり方等検討委員会を設置いたしております。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

要するに国際交流広場のあり方等検討委員会を設置をしていただいたということです。これは もちろん市長がトップでということで、理解してよろしいんですね。全庁的なということでしょ う。市長がトップでやられると、組織のトップということです。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田愼二)

この検討委員会の会長と言いますか、トップは総務部長、私でございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

総務部長の上には、誰もおられないのですか。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田愼二)

市の組織上は、上におられますが、この検討委員会で検討した結果、協議した結果をもって、 上に持ち上げて判断を仰ぐという形になろうかと思います。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

市長も、この施設については、誰もが慰霊できるそういった場所になってほしいという思い

を述べておられますので、そういった方向での検討がなされるんだろうというふうに思います。 その検討委員会で、市としてどのような検討を行い方針を決定したのか、9月議会で要望してお りましたんで、もう3カ月が経過しております。現在、何らか報告できるようなことはあります か。

○議長 (鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田愼二)

申しわけありません。検討委員会では、過去からの経緯の把握や問題点の整理を現在行っている状況でございまして、まだ方針の決定までには至っておりません。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

今から各部署で検討されると。こういった検討委員会を設置されたということについては、大いに評価をいたしますし、同時に感謝をいたすところであります。ですが、ここで早急に検討すべき問題を何点か指摘をさせていただきたいと思います。

過去の飯塚市の残渣と、失政とまでは言えないかもしれませんが、一部の団体が占有するような事態を避けるには、国際交流広場の使用の目的、運用規定、罰則等の整備は、将来に向けて現在の執行部が解決しておくべき喫緊の課題であるというふうに考えます。お寺に安置されていた遺骨でさえ放置と表現されていることも、外交問題になりかねない難しい問題だというふうに思います。関係省庁の指導を仰ぐことも必要ではないかというふうに思うわけです。どうか英知を結集されるようお願いをいたします。関係省庁に対しては、電話なんかで問い合わせをするということはだめだそうです。公式な文書で、お問い合わせをくださいということです。

国際交流広場の造成に関しては、予算の中で議会承認を得たということですが、その運用に関しては、何ら開示をされておりません。まして、でき上がって、びっくりみたいなですね、ああいった碑文であるとか、納骨堂といったようなものができ上がっていたというのが事実です。いわゆる霊園条例違反の疑いがある、埋葬ではなくて、特定の団体に納骨壇形式を認めた覚書の正当性も問題になっています。

無窮花の会が何らかの理由で解散し、契約を継承する団体や個人が存在しなくなったとき、納骨されている遺骨はどのように扱われるのか。提出された名簿が埋葬許可証や改葬許可証に準じ、法的に正しいものなのか、万が一の時、将来にわたって管理は誰がどのように行うかといったようなことも早く検討しておくべきだというふうに思います。納骨堂オーケーということになれば、それはそれでまた難しい問題が発生してくるんではないかなというふうに思っております。この件に関して、何か答弁ありますか。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田慎二)

現在、いろんな課題等が指摘されておりますので、それらの課題につきまして、今後、検討委員会でしっかり協議していきたいというふうに考えております。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

検討委員会の健闘をお祈りします。

それでは、労働会館についてお尋ねさせていただきます。労働会館をNPO法人無窮花の会に貸し出すことは認められているのですか。

○議長(鯉川信二)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

団体として飯塚労働会館運営協議会に諮られまして、承認をされているところでございます。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

経済部長は9月議会で、「飯塚労働会館につきましては、労働者の福祉向上に資する活動を行うことを目的として使用し、そのほか諸団体も福祉の向上を図る目的に使用するものとして、飯塚労働会館運営協議会に無償で貸与しているところでございます。」今とまったく同じ答弁をされております。このNPO法人の定款の第3条はどのようになっていますか。

○議長 (鯉川信二)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

定款では「在日コリアンと日本人に対し、人権・平和・歴史に関する事業を行い、日韓・日朝 の友好親善と朝鮮半島の平和的統一の実現に寄与することを目的とする。」とございます。

○議長(鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番 (藤浦誠一)

その3条についてですが、やっぱり政治的な活動ということがうたわれてるのは、これはもう否めない事実です。どこに福祉の向上を図る目的が記されているのかと、私は9月議会で質疑をさせていただきました。この対応が認められるのであれば、いろんな団体が対応を市に求めてくるといった可能性もあり得るんじゃないですか。そのような状況になった場合に、市財産の公平な運用が守れるのか心配もするわけです。NPO法人無窮花の会との契約を行った協議会に関して、そういった懸念というのはお伝えになられたのか、また指導をなされたのか、そういったことは何かされましたか。

○議長 (鯉川信二)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

その辺につきましては、現在行っております国際交流広場のあり方等検討委員会の中で検証並 びに検討を行っているところでございます。

○議長 (鯉川信二)

19番 藤浦誠一議員。

○19番(藤浦誠一)

検討委員会の健闘をお祈りします。

市の財産が目的から逸脱した運用がなされているとき、金科玉条のごとく覚書があると、運用を任せた契約があるというようなことで、市が管理責任を果たせない状況であれば、それは非常におかしい状況ではないかというふうに思います。この件も含め、解決のためには、やはり市長以下、全庁的な対応が必要だというふうに思っています。

なんと言っても、一番譲れないのは強制連行という表現でしょう。徴用っていうのは、英語ではrequisition。強制連行は無窮花の会が英語パンフレットで使用したtransportation for forced labourと、全く別の意味になるわけです。かつての飯塚市は、その徴用、強制連行の区別が、こういった英語で訳されたことについて区別がついてなかったんではないかというふうに思うわけです。強制連行とは、横田めぐみさんがすぐ浮かんでくるわけですけれど、暴力的に北朝鮮に拉致されたような行為を指すときに使う言葉ではないかと思います。さすがに、最近では強制連行という表現が作為的なものだというふうに明

らかになってきましたが、昨日の件ですが、この件に関連した議員の質問の中では、今度は徴用を強制徴用に置きかえてありました。強制連行と言っていたのがなんで強制徴用になったのかなというふうに、まあ不思議な思いで聞いていたわけですが、徴用に強制という冠をつける意味がちょっと理解できないわけです。そんな日本語はないと思います。徴兵ですね、兵隊さんが徴兵で戦争に行きますが、徴兵を強制徴兵とは言いません。飯塚市は、市民に市民税を課しておりますが、強制徴税というふうには言わないというふうに思いますね。徴用を、強制連行に置きかえるこの表現の違いが既成事実化しますと、これは国際問題になりかねない。いわゆる従軍慰安婦問題で明らかです。将来、飯塚市が国際問題の発祥の地などというような不名誉は断じて避けねばならないというふうに思ってます。この件に関連した、きのうの議員の質問で感じたことはかつての飯塚市は、このような難しい問題に関して一部の団体のみの意見に従ってしまったのではないかということです。

改めるべきは、改める。納骨されている遺骨を現実に即して、個人を慰霊し、顕彰するために はどうすればいいか。市に設置された国際交流広場のあり方等検討委員会は、無窮花の会のみな らず、陳情団体等、ほかの意見も聞き、課題を先送りすることなく現状の広場に関する諸問題の 解決のために尽力していただきたいというふうに思います。

市長初め、多くの市民、特別永住者、市民、住民の誰もが静かに手を合わせ、慰霊し、顕彰する。飯塚市の歴史的価値のある財産と言われるような広場こそが真の国際交流広場ではないかというふうに思っております。歴史を正確に検証し、未来志向に立った碑文というものを、この際、再度一緒に考えてみたらどうかなというふうに思う次第であります。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長(松延隆俊)

本会議を再開いたします。9番 兼本芳雄議員に発言を許します。9番 兼本芳雄議員。

○ 9番(兼本芳雄)

通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、災害時における行政の事務継続計画、BCPについて、業務執行体制の確保だったり、執務環境の確保についてお伺いしたかったんですけど、今回は、素案ができてないということで、答えることができないということでしたので、次回、素案ができてからまた質問させていただきたいと思っております。ただ、災害はいつどこで起こるかわかりません。災害に強いまちづくりのためにも、この素案、早急につくっていただきたいということを要望させていただきますとともに、災害が起これば職員の方々も当然被災するわけです。しかし、職員として行政事務手続を継続しないといけないわけになります。素案ができたからよいわけではなくて、本当にそれを行っていくためには、自分たちがどうしないといけないのかを考えていただかないといけないと思っております。ですから、素案をもとに、職員の皆さん全員がこのBCPを理解していただくよう努めていただきたいということを要望して、次の質問に移らせていただきます。

9月に出されました飯塚市の立地適正化計画案でも示されていますとおり、平成25年時点で 住宅総数に占める空き家の割合、空き家率は18.0%で、全国平均13.5%を大きくは上回 っているということが示されてます。また、今後もふえていくことが予想されています。適切な 管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし ていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするために、平成26年11月19日、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、同月27日に公布されました。空家対策法が制定される前は、飯塚市は自治立法で対応していたわけですが、国が法律を制定し、法定の地域事務が今回創設されたわけです。空家法は制定されましたけれども、空き家への対応については、本市における地域事務になっております。つまり、市町村は空家法に反しない限りにおいて、同法の実施にあたって条例を制定することができるというふうに考えてます。そこで今回は、空家適正管理推進のための空家等対策の推進に関する特別措置法と条例の関係について、本市の見解を伺いたいと思います。

まず最初に、空家等の相談状況についてお尋ねします。まず、空家等に対する相談は年間どの くらいあっているのか。そのうち、現在市が特定空家等に認定した老朽危険家屋は何件あるのか。 また、そのうち行政代執行により対応すべき老朽危険家屋は何件あるのかお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

まず、空き家に関する相談は平成25年が71件、平成26年が31件、平成27年度は107件となっております。本年度につきましては11月末現在で81件となっております。また、現在把握しております老朽危険家屋の件数につきましては、所有者や近隣者からの相談によるものですが、平成25年度から11月末までの認定件数は49件でございます。そのうち36件が解体されておりますので、市が現在把握しております老朽危険家屋は13件となります。なお、13件のうち行政代執行により対応すべき老朽危険家屋につきましては該当がないものとの認識をいたしております。本年度、市内全域の空家等の実態調査を実施しておりますので、本年度中には空家等の件数及び特定空家等と思われる老朽危険家屋の件数につきましては把握できるものというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

それでは、この空家法には空家等の所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとすること及びそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となる状態、適切な管理が行われていないことにより著しく環境を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等、いわゆる特定空家等に対し、市町村長は適切な措置を講ずることができることが定められているようですが、特定空家等以外の空家等については現在どのように対応されているのかお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

現在、特定空家等以外の空き家につきましては、適正に管理していただいているものというふうに認識をしており、特に助言、指導などは行っておりません。しかしながら、市民の皆様や自治会長様などから空き家に対する情報提供及び要望などいただいた場合には、随時実態を調査し、必要に応じて所有者に対し、適正に管理していただくようにお願いをしているところでございます。しかしながら、空き家の多くは所有者がお亡くなりになり、空き家の状態になったものが多く、相続人の特定に苦慮しておりますことから、時間を要し、早急な対応ができない場合が多々ございます。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

それでは次に、空家法による対応が開始される前の段階における空き家についてお尋ねします。 措置対象となる空家等とは、通年にわたり使用がされないのが常態のものというふうになっています。建築物や敷地内の状況は相当に劣悪であるが、年に数回の使用がある場合は対象にならないわけです。しかし、これを放置すれば、将来特定空家等と認定される可能性が高いことが想像できます。またそれを座視することに合理性はないと思います。空家等の実態調査からそのような建物等が出てくることも考えられます。法3条では空家等の所有者の責務が規定されていますが、この場合は空家等と認められないわけです。しかし、使用されていないことが常態という要件を緩め、より早期段階から建築物の所有者等にアプローチするのが適切ではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

使用されていないことが常態ではない建築物等につきましては、特措法においては、「常態である」とはおおむね年間を通じて使用実績がないことが一つの基準となっておりますので、空家等には該当いたしません。したがいまして、建築物や敷地内の状態が良好でなくても、要件を緩めて対応することは現在のところ考えておりません。しかしながら、現在空家等ではない建築物につきましても、防災や衛生面などの相談もございます。そのような相談に対しましては、放置することなく、所有者の事情も考慮しながら、環境、防犯等の関係部署と連携を図り、対応しているところでございます。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

次に、空家法の対象外の建物についてお尋ねいたします。空家法の対象となる建物はどのようなものですか。また、対象とならない建築物はありますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

法の第2条には、「「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定義されております。なお、アパート等共同住宅につきましては、全室が空き家の場合のみ対象となります。また、旧炭鉱住宅のような長屋づくりの住宅につきましても同様でございます。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

そうすると、アパートなどの共同住宅については全室が空室でなければ空家等とは認めないと、 それから旧炭鉱住宅のような長屋づくりにおいても同じことがいえるということですね。そうす ると将来、そういった建物が特定空家等の空き家であることの要件を満たした場合、今の法律で 対応できますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

当該建築物に居住者がおられる場合には空家等ではございませんので、建築物や敷地内が良好

でない場合であっても、法に基づく対応はできないというふうに考えておりますが、空き家になればというところでいえば、そういうことも対応ができるのではないかというふうには考えております。

- ○副議長(松延隆俊)
 - 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番 (兼本芳雄)

それでは、その空家法対象外の建物が、部長の答弁いただきましたが、条例のもとで対象にしまして、空家法と同じ措置を講じることは可能であるということでよろしいでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

空家法対象外の建築物を条例にて規定し措置を講ずることはできるとは考えますが、仮に市の空き家対策に関する条例を策定する場合、空家等の定義については法と同様になるものと考えておりますので、空家等以外の建築物は対象にならないことから、空家法と同様の措置が講じることはできないものと考えております。空家等以外の建築物につきましては、どのような建物を空き家と同等として認定するのか、建築後経過年数が何年なのか、外観の見た目なのか、何日留守にしたら空き家と同等とみなすのか、所有者にとって非常に繊細な問題であると考えます。先ほどの答弁と同様になりますが、空き家以外の建築物につきましては、空き家とは区別して対応すべき検討であるというふうには考えております。

- ○副議長(松延隆俊)
 - 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番 (兼本芳雄)

それでは次に、特定空家等に至っていない状態の対応についてなんですが、特定空家等に至ってない状態の空き家に関しては、今後、特定空家等にしないための方策を講じる必要があると考えますけれども、現在、対応策等について検討されているのかお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

平成25年度の住宅土地統計調査では、本市には空き家が1万1950件あると推測されておりますが、実態は明らかではございません。先ほどご説明いたしましたとおり、本年度、空き家の実態調査を実施しております。この調査は単に空き家であることを調査するものではなく、空き家の状態について、問題のない空き家、改修が必要な空き家、居住不能または大改修が必要な空き家、3段階にランクづけを行うものでございます。具体的な対応策につきましては、調査結果を踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えております。

- ○副議長(松延隆俊)
 - 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番 (兼本芳雄)

特定空家等とはチェックリストなどを踏まえた総合判断でなされるわけですが、ギリギリのところで認定されない空家等もあると思います。そこには法は踏み込んだ行政指導を規定していないわけです。しかし、これも特定空家等に将来認定されることが想像できます。例えば、飯田市の条例は特定空家等の要件の一つである著しいという状態に至らない空家等を準特定空家等と定義し、状態改善のための助言や指導ができると定めています。本市におきましても、そのような空き家があるではないかと思いますが、そのような空家等に対して、要件を緩和する条例で対応していくことをどのように思われますか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

法第12条には、市町村は、所有者による空家等の適切な管理を促進するために、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うように努めるものとするというふうにございます。特定空家に限らず、助言等を行っております。確かに特定空家認定しなければ、勧告、命令の措置はできませんが、空き家の建築物の劣化だけでなく、防災や衛生面など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることなどを総合的に判断いたしまして、必要に応じて特定空家に認定し、対応してまいりたいというふうに考えておりますが、先ほどの答弁と同様になりますが、具体的な対応策につきましては、調査結果を踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

- ○副議長(松延隆俊)
 - 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番(兼本芳雄)

それでは次に、特定空家等に対しての追加的措置についてお尋ねします。

特定空家に限らず、空き家の苦情相談に対しては早急の対応が望ましいと考えます。基本的には所有者等が適正に管理すべきであることは理解しているのですが、所有者等の事情により管理できない場合も考えられます。例えば解体したいとか、草刈りや樹木の伐採を行いたいけれどお金がないとか、遠方にいて状況が把握できずに対応できないとか、相続を放棄したいけれどもできないなど、所有者等にも管理したい意志があってもできない事情がある場合があるかもしれません。また、相談者にしてみれば、早急に対応してもらいたいと思っているのに、所有者等の特定に時間を要し、早急な対応ができない場合もあるでしょう。特定空家等に対する措置についても、所有者等に対し、除去、修繕、立木等の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言もしくは指導をし、改善されない場合に相当の猶予期限を設けて勧告をすることになります。それでも改善されない場合は命令を発し、なお命令に従わない場合は行政代執行となることから、長期的な措置となっています。空家法で早急な対処ができない事例等について、市独自の空家等管理に関する条例等を制定し、対応することはできませんでしょうか。

例えば、大津市では大津市空家等の適正管理に関する条例を本年6月から施行し、第12条には、人の生命、身体または財産に対する重大な被害を防ぐため、緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講じることができると規定されています。そこで、必要最小限度の一時的な改善策を講じ、所有者から費用を徴収することができるように、条例等を制定し対応することをお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

質問議員が言われますとおり、相談者が早急な対応を望んでおられますことは承知いたしておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、空き家の多くは、所有者がお亡くなりになり、空き家の状態になったものが多く、相続人等の特定に時間を要し、早急な対応ができない場合がございます。今年度、空家等実態調査を実施しております。調査結果を踏まえまして、空き家対策計画を策定いたしたいと思っておりますので、計画策定の折には、先ほどの特定空家等になっていない状態の空き家を特定空家等にしないための方策や、空き家の利活用などあわせて、条例制定などにつきましても検討してまいりたいというふうには考えております。

- ○副議長(松延隆俊)
 - 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番 (兼本芳雄)

次に、特定空家等の状況が改善された場合の手続についてお尋ねします。

特定空家等に認定され、行政指導、いわゆる助言または指導に従わずに勧告された場合、固定 資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税の課税標準が200平米以下の小規模 住宅用地では6倍、200平米を超える一般住宅用地では3倍になり、固定資産税が増加するこ とになりますが、所有者が必要な措置を講じ、状況が改善された場合には、どのような手続が必 要となりますか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

改善方法により異なりますが、全額自費で解体撤去した場合や、改修により改善された場合は 届け出をしていただき、現場を確認いたします。適切に改善されたことが確認できた後、その旨 を税務課のほうに伝えることになります。解体撤去により改善された場合は、固定資産税の住宅 用地にかかる特例の適用はなくなりますが、改修により改善された場合は、改めて特例の適用を 受けることになります。また、解体撤去費用補助金の交付をされている場合は、完了報告をしな ければなりません。ただし、居住用住宅を解体撤去したことにより、固定資産税の住宅用地にか かる特例の適用はなくなります。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○ 9 番 (兼本芳雄)

次に、相続放棄や所有者、相続人が不明の空き家についてお尋ねします。所有者が亡くなり空き家になった場合、相続等の手続がされない場合、相続人や所有者等の把握が難しいと思いますが、その空き家が適正に管理されないなどの問題が発生した場合、どのような対応をされるのかお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

御存じのとおり、土地や空き家の所有者につきましては、課税台帳や登記簿により確認することができますが、所有者が死亡し、相続がされていない場合は、対応に非常に苦慮しております。ただし、当該空き家が適正に管理されていないなど問題が発生した場合は、放置することができませんので、戸籍により全ての相続人を把握し、住居を調査し、適正管理についてのお願いをしており、大変な時間と労力を費やしているのが現状でございます。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○ 9 番 (兼本芳雄)

次に、調査した結果、全ての相続人が相続放棄をした、相続人が不明である、また、所有者が不明である場合の建物が、特定空家等で代執行や略式代執行に至った場合の費用はどのようにお考えですか。また、行政が費用を立てかえた場合、支払いに応じられないわけなので、立てかえるということはないですね、費用を請求した場合に、費用には応じられないわけなので、この場合の債権の回収は強制徴収の方法をとることができるんでしょうか。また、所有者が支払いに応じない場合はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

略式代執行を実施した場合、費用は全額公費負担となりますが、行政代執行を実施した場合は 所有者などに費用負担を求めることになります。行政代執行法第6条には、代執行に要した費用 は国税滞納処分の例により、これを徴収することができると規定されており、これに従って徴収 することになりますことから、強制徴収の方法をとることができます。支払いに応じない所有者 に対しましては、法に基づき必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

ちょっと確認なんですが、略式代執行を実施した場合は費用は全額公費負担で、行政代執行の場合は所有者等に費用負担を求めることになるというのは、略式代執行をするということは所有者が不明であるとか、そういったことだから相手先がないということで、全額公費負担ということでよろしいんですか。

○副議長(松延隆俊) 都市建設部長。

- ○都市建設部長(菅 成微) そのとおりでございます。
- ○副議長(松延隆俊) 9番 兼本芳雄議員。
- ○9番 (兼本芳雄)

それでは次に、土地と建物が同一の所有者である場合、債権回収の方法として、強制徴収を行う場合に、土地に差し押えの登記や、その後公売を行うのではないかと考えますけれども、そうであれば、先ほどの略式代執行でいくよりも、相続放棄や相続人――。相続財産管理人や不在者財産管理人の選任に必要な条例が必要だと思いますけれども、本市ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

被相続人に負債があり、相続人等が不明である場合、利害関係が成立していれば家庭裁判所へ相続財産管理人の選任を申し立てた後、財産管理人が不動産を含めた財産の清算を行い、各債権者へ財産が配分されることになります。用地買収など計画がある場合や、税金の滞納、損害賠償請求権などの利害関係が生じた場合は、本市へも配当がある場合があると考えます。これは一般的な部分でございます。

空家法による解体で申しますと、相続放棄、相続人や所有者が不明である場合には、先ほど申しました略式代執行をすることになります。略式代執行を実施した場合、費用は全額公費負担となります。したがいまして、略式代執行により、利害関係は発生しないものと理解しております。このことから特に条例の制定は必要ないものというふうに考えております。仮に、利害関係が発生した場合、相続財産管理人や不在者財産管理人の選任については、必要に応じて検討したいとは考えますが、実務上、選任の申し立ての予納金として、数十万円以上の納入が必要になりますことから、ケースバイケースではございますが、選任のメリットは極めて少ないものというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

それでは次に、個人情報の保護に関する法律と空き家の適正管理についてお尋ねします。

私のところには、家屋や土地を買いたいけれども、所有者がわからないので調べてほしいなどの依頼や相談がありました。ただ、空き家対策の一環として、空家等の購入希望者等に対し、市が把握している空き家の所有者の情報については開示できないのでしょうか。また、各自治会長の皆さんたちは、自治会を代表して、周辺の生活環境の保全を図るために空き家の相談にお見え

になることもあると思いますが、相談者の方が情報提供を求めれば、所有者等の情報を教えてい ただけるのかお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

特別措置法の第10条に、市町村は固定資産税の課税その他事務のための保有する情報を法律の施行のために必要な限度において、特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し、必要な情報を求めることができると定めております。あくまでも内部での利用となりますので、外向きに情報を提供することはできないことから、仮に市民の皆様からの情報提供を求められて教えることができません。個人情報の保護に関する法律においても、個人の利害等影響のある情報は開示できないものというふうになっております。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

確かに、個人情報の保護に関する法律でもこの空家法でも、外向きの情報を提供することはできないわけです。しかし、眠っている不動産が市場に出回ることで、空き家の問題を解消できることも考えられます。相続した空き家を売却した場合に、居住用財産の譲渡所得の3千万円特別控除を適用できるように租税特別措置法が一部改正され、平成28年4月1日から施行されていることは御存じだと思います。こういった情報を相続人の方に知ってもらう努力をすることも必要ではないでしょうか。

また、空家法第13条では、空家等及び空家等の跡地の活用等について、市町村は情報の提供、 その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるというふうにされております。空き 家の流通方法に関する対策もあわせて要望をしたいと思います。

私が今想定した、これからふえていくであろう空き家に対して、本市がどのような見解をお持ちかを今回お伺いさせていただきました。本市は現行の空家法でしか対応できない空き家のみを法に従って対応するのが地域事務であるというふうに考えられているのかなというのが私の率直な感想です。他方、空家等の増加が防災上または生活環境、もしくは景観の保全上、多くの問題を生じさせ、さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つになっていることから、特別措置法の施行に関し必要な事項を定めることにより、健全で快適な生活環境の保全を図ろうとする自治体もあるわけです。

この空家法、実はとても重要な法律なんです。というのも、空家法には行政代執行まで法で定められています。行政代執行の要件は皆さん御存じだとは思いますが、1つ目は義務が履行されないこと。2つ目はほかの手段によって義務の履行を確保することが困難であること。3つ目は義務の不履行を放置することが著しく公益に反することなんです。この3番目の公益判断というのはこれまでは非常に難しいところでしたが、この空家法第2条第2項では、特定空家の定義により、特定空家等を放置することが著しく公益に反すると解されております。したがって、命令に従わない場合は行政代執行を行うことが可能となったわけです。逆にいうと、空家法で対応できない空き家は法で定義されていないため、公益判断が難しく、行政代執行ができないことになるわけです。先ほど部長が答弁で、空家法の対象外の空き家については空家法の対象空き家と同様の措置を講ずることができないものというふうにおっしゃいました。また、空家等とは区別して対応を検討するともおっしゃってました。仮に別の条例で行政代執行を行うとしたところ、公益判断に対し、相手方から異議申し立てが出た場合、毎回裁判をしなくちゃいけないというふうになります。つまり、そう簡単には別の法で対応できないというふうに私は思っております。

そういった空き家がこの飯塚市に存在し、または増加してしまうことを想像してください。ど

のような対応をしていくのでしょうか。ましてや、市長がおっしゃられてる都市目標である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」にはならないわけです。私は、この空家法を基本にした条例をつくることでしか全ての空き家に対して対応できないんではないかというふうに思っております。例えば、空家法の前置条例として、使用されていないことが常態を、という要件を緩めれば、より早期段階から建築物の所有者や土地所有者等にアプローチをできるルールができるわけです。長屋のような数戸の居住部分が連帯している建物は全てについて使用されていないかぎりは空家等にはならないと。ただし、大津市のように独立条例のもとで、それらの建物を対象にし、法定外空家等、法定外特定空家等という概念を設け、空家法と同じ措置、つまり、行政代執行までを講じる例もあります。発想としてはこれ京都市条例、熊本市条例も同様です。また、法にリンクさせた条例としては、さきに述べました飯田市の特定空家の要件の一つである著しいという状態に至らない空き家を準特定空き家と定義して、状態改善のために助言や指導ができるとしています。これは前橋市条例や大崎市条例も同種の規定を持っています。また、即時執行の前提とまでは至らない状態において、草刈りなどの軽微な措置を講じている京都市の条例もあります。

本市においては、義務者である相手方が死亡され、相続が発生しているものが多数あると答弁いただきました。つまり、相続人が相続権を放棄したり、相続人や所有者が不明の空き家の場合、義務者がいないわけです。そうであるならば、義務者をつくるということも考えられます。相続財産管理人や不在者財産管理人選任に必要な手続を市長が行うことができるという規定を設ければ、これにより正式な管理人が登場します。建物の維持、管理などの手続を遂行できるようになるわけです。また、略式代執行の場合、全額公費負担と答弁いただきましたけど、それで市民が納得するでしょうか。メリットは少ないと答弁いただきましたが、債権を回収する手段を考察することや、回収できるものは回収していくことは当然ではないでしょうか。つまり、このような条例をつくることにより、費用も請求できるのではないのかなというふうに私は思っております。以上のようなことから、私は、現行の空家法では対応できないことを補完するための条例を制定することが、今後、空き家対策を推進するためには必要だと思っております。

市長、私の考えと執行部の答弁を含めて、改めてお尋ねしますが、現行の空家法では対応できないことを補完するための条例を制定するお考えはありませんか。見解をお示しください。

○副議長(松延隆俊)

都市建設部長。

○都市建設部長(菅 成微)

いろいろ問題を指摘していただきました。当然、我々もそれに向けた動きをしていかなくてはいけないというふうに思っております。そういう中で先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今現在空家等の実態調査をしておりますので、その中でどのような空き家があって、どのような状態なのかをしっかりと見極めた上で、他の自治体の条例などを参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

9番 兼本芳雄議員。

○9番 (兼本芳雄)

いろいろと大変だとは思いますけれども、そのあたり考慮していただいて、空き家に対する考えをもう一度ちょっと考えていただきまして、お願いしたいと思います。

今後、空き家はふえ続けることが推察されます。中心市街地も放置された空き家があります。 私も、先ほど言いましたように相談を受けておりますし、空き家対策は非常に大きな問題である と考えております。先ほど質問をさせていただきましたとおり、相談者は早急な対応を望んでお られます。空き家の多くは所有者がお亡くなりになり空き家の状態になったものが多く、相続人 等の特定に大変苦慮しておられる、時間を要している状況であることも理解しております。 私は、今後ふえ続けるであろう空き家の対策を講じるに当たり、空き家対策に特化した部署を設置してもよいのではないかというふうに考えています。また、自治体によっては既に空き家対策推進室を設置し、対応しているところもあると聞いております。今年度の空家等の実態調査が完了した後には、調査結果を踏まえ、特定空家等に至っていない状態の空き家を特定空家等にしないための方策や、空き家の利活用、応急対応に関する条例制定等が加味された空き家対策計画をぜひ策定していただくことはもちろん、空家等に特化した部署の設置を切に要望し、質問を終わります。

○副議長(松延隆俊)

暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時50分 再開

○副議長(松延隆俊)

本会議を再開いたします。22番 城丸秀髙議員に発言を許します。22番 城丸秀髙議員。 ○22番 (城丸秀髙)

通告に従いまして、本日は農業の振興について、また、八木山地区の振興についてを質問させていただきたいと思います。意図的ではありませんけど、偶然、全て経済部長がご答弁だということで、よろしくお願いいたします。

まず、農業の振興についてですが、過去、農業の振興につきましては、一般質問、代表質問と 2回質問をさせていただきましたが、今回は平成30年度米からの制度変更、営農組織を重点的 にお聞きしたいと思います。

先日、国より平成29年産米の主食用米の生産数量目標が、前年比で8万トン、率にして1. 1%減量が出され、これにより米価の安定を図るというものですが、これは1970年に始まった減反政策の、国が出す最後の生産目標ということになります。といいますのは、平成30年産米から米政策の大幅な見直しが実行され、国による生産調整は廃止され、生産者の自主的な取り組みに移行することが決まっております。日本の農業にとって大きな変革を迎えようとしていますが、この平成30年産米から行われようとしている米政策とは、具体的にはどういうものでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

ご指摘のとおり、米政策の見直しによりまして、平成30年度から、国からの生産数量目標の配分、トップダウン方式から、生産者が国県市町村から示されたさまざまな情報を踏まえ、みずからの経営判断や販売戦略に基づいてどのような作物を生産するか決定する、ボトムアップ方式に変わります。これは、行政によります生産数量目標に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況をつくり出そうとするものでございます。

具体的には、まず、国は、全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗、在庫などの情報を提供するとともに、飼料用米等のインセンティブを拡大することとしております。次に、都道府県・地域段階の協議会では、作物ごとの作付ビジョンを策定し、適宜、非主食用米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導してまいります。生産者や集荷業者は、これらを踏まえ、経営判断や販売戦略に基づきどのような作物をどれだけ生産、販売するかを決定してまいります。こうした仕組みにより、水田のフル活用を行いつつ、需要に応じた主

食用米の生産を円滑に行うことを可能にしようとするものでございます

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

それでは、この制度変更により、どういう影響があると思われますか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

福岡県では、米の消費県であるため、米の生産数量目標の配分が廃止されれば、米の作付意欲が高まる。さらには、米以外の代替作物がない地域では、抑制が外れ、米の生産意欲が増し、需給バランスが崩壊するおそれがある、などから生産過剰による米価の下落が心配されます。また、大豆などの転作作物の本格化を推進してきた産地では、配分の廃止による現在のブロックローテーション体系の崩壊が危惧されると思われます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

米だけにスポットを当てますと、福岡県は人口も多く、米の消費県であると。つくればつくるほどを売れるので、福岡県の農家の人たちは、いっぱいつくるんじゃないかと。その結果、米価が安くなる可能性があるということだと思いますが、国は需要に応じた米生産が定着するように、県レベルでの販売促進、在庫情報、価格情報を提供して、販売戦略が的確に行われるよう方策を講じることを示しております。要は、国レベルで生産調整等をやっていたものを県レベルでやりなさいということだと思いますが、このことで、県との協議や説明会等がありましたか。あったとしたら、どういう内容でしたか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

仕組みの中で、都道府県、地域段階の協議会による動きをご説明いたしましたが、福岡県では、福岡県水田農業推進協議会において、本年1月に、県内3地区で地域別意見交換会の開催、3月と10月に、水田農業振興大会を開催、7月には、JAふくおか嘉穂本所で、市町村、JAを対象とした意見交換会を行い、この秋より試行的に作付ビジョンの作成を行うことで意見のまとめを行っております。

また、これと並行いたしまして、JAふくおか嘉穂管内においては、4月から、JA市町合同 農政連絡会議及び農業施策全体連絡会議を計3回開催し、実施に向けた協議等を行ってきており ます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

実際、米の需給については、当然ながら、日本全体の需給で決まる、価格ですね、決まるものだと思います。日本全体を見渡せないと言ったらおかしいですけど、県レベルで生産調整ができるものと考えておりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

福岡県水田農業推進協議会が作付ビジョンを作成するに当たっては、国から示された情報をも とに行いますことから、県レベルでの独自独断の調整とはならないと思っております。また、国 から、平成30年産以降も、引き続き、全国ベースの見通しが掲示されますし、現実には、既に、 平成30年産から平成34年産までの5カ年間の調整数量を前年度比で毎年約8万トンの減量、 率にいたしまして前年比98.9%を目標とする数値も示されていることから、全国の生産数量 目標により県別の生産数量が計算できるようになっているところでございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

今の説明によりますと、平成30年産から5カ年、毎年前年度比で1.1%の減量が示されているということですが、その根拠は何かおわかりでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

国におきましては、全国ベースの需給見通しの情報発信を行うとのご説明をいたしましたが、 米の消費に当たりましては、米そのものの消費減少、いわゆる米離れに加えまして、高齢化、また、人口減少等による需要減少が今後とも見込まれます。このことから、本年の平成28年産につきましても、近年のトレンドとして需要がおおむね8万トン減少していることや、民間在庫量などが安定供給を確保できる水準にあることを勘案した生産目標が設定されており、この目標がこれからも当面続けていくというふうに示されてるものでございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

先ほどの答弁にもありましたけど、県レベルの独自判断での調整とはならないというような答弁でしたけど、いずれにしましても、国が示した目標数値を参考に、県レベルで作付ビジョンより決定されるということになると思いますが、このことから、先ほど、答弁にはありましたけど、米の価格が県単位で変わってくるのではないかと危惧してるんですが、その辺はいかがでしょう。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

米の流通におきましては、全国一律で過剰在庫が発生しているわけでなく、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっております。このため、他県の状況いかんにかかわらず、消費者、実需者ニーズに裏打ちされた量の米を供給するため、自県産米の売れ残りが生じないように作付していかなければ、結局は自県産米の米価が低迷することとなります。したがって、取り組み方によっては、そのような事態も考えられますが、そうならないように仕組みを動かしていく必要があると考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

説明を聞いておりますと、国からの情報が生産数量等を決めていく明らかな判断材料になっているようで、これまでとあまり変わらないというような印象を受けますが、平成30年産から変更した目的、意図はどのようなものがあるのでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

高齢化や人口減少等による米の消費減少が今後とも見込まれる中で、需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフル活用し、食料自給率、食料自給力の維持向上を

図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進することが課題となっております。このため、 円滑な生産が行われる状況をつくるには、生産者や集荷業者、団体みずからが目標を定めて行う ことが適切であり、行政からの指示に頼らず、自主性、責任感を持つことで、経営感覚が豊かな、 やる気のある農業の確立を目指していく狙いがあると理解しております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

農業者が非常に高齢化している中で、経営感覚が豊かな、やる気のある農業は、ちょっと無理 じゃないかと。この制度改革は、農業者にとっては何か国から突き放されたような気になるので はないかと思います。勘ぐればTPPによる将来的な関税撤廃に対しての施策ではないかという ふうに疑いたくなります。米の価格下落が著しい今では、近い将来農家がどんどん減っていき、 食料の自給率がますます下がっていくのではないかと危惧していますし、安価で危険な農産品が 国中にあふれるのではないかというふうに心配をしております。

続きまして、次の質問に行きますが、今までの答弁の中で、もう何回か出てきたのではないか と思いますけど、改めてお聞きしますけど、目を飯塚に移しまして、現在の飯塚市の農業で一番 大きな問題は何だと思われますか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

本市の農林業は、就農者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、耕作放棄地がふえる一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少しています。こうした中、地域農業を維持、発展させるためには、農地の集落営農組織等への多様な規模拡大や生産活動の効率化、認定農業者や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手育成・確保、農業農村の多面的機能の維持などに対して支援を行うとともに、有害鳥獣の捕獲駆除への対応により、農産物の被害防止を図る必要があると考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

私も、ご答弁のように、就農者の高齢化、後継者・担い手不足につきると思っております。平成25年から国が4つの改革ということで農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設を行っていますが、この施策を踏まえて、飯塚市においては具体的にどのような施策をなされていますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

4つの改革に対応する具体的な施策につきまして、4つの施策ごとにお答えさせていただこうと思います。

まず、1つ目が、農地中間管理事業でございます。これは、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を加速させる施策でございます。このため、都道府県ごとに設置されます農地中間管理機構から主要業務の受託、地域内での集積先となる農事組合法人の設立を促す、人・農地問題解決加速化支援事業、それから、本年度から農業委員会に配置されております30名の農地利用最適化推進員による担当地域における現場活動等を行っております。

次に、2つ目が、経営所得安定対策の取り組みで、国による畑作物の直接支払い、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、米の直接支払いなどが主なものですが、本市では、その事務作業を農

業再生協議会で行っていることから、補助事業による経営所得安定対策推進事業や、その他、園芸作物振興に対する施設整備等の経費補助、畜産農家が整備する施設や機械等の経費補助を行っております。

3つ目に、水田フル活用に対する取り組みでございます。米以外の作物を生産する農家へ、作物別に助成金を交付する支援を農業再生協議会を通じて行っております。

最後、4つ目でございますが、日本型直接支払制度でございます。農業、農村の持つ多面的機能の発揮のため、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多様な機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しするもので、法制化されている、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支援対策事業、多面的機能支払交付金事業の3事業を全て実施しております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

確かに日本型直接支払制度については、集落の共同作業について一定の効果はあると思っております。ただ、農地中間管理機構に至っては何の役にも立たないという認識を持っておりますけど、経営所得安定対策等については法人組織、営農組合、認定農業者しか利用できないんですよね。以前の答弁では全農家の6%しかありません。ほとんどの農家の人が全然使えないという制度でありますので、普通の一般、一般というか、さっき言いました6%以外の農家をもう少し考えないといけないんじゃないかというふうに考えております。そういう状況の中、今の飯塚市の農業にとって、先ほど答弁のありました問題を解決するためには、どんな施策が必要だというふうに思われますか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

農業の産業施策としての側面におきましては、農業者への支援の考え方として、国は、経営感覚豊かな、やる気のある意欲ある農家への支援に限定してきております。このことから、担い手農家として定義される、認定農業者、新規就農者、集落営農組織や農事組合法人等の組織の育成確保が必要と思っております。

このため、現在取り組んでおります、がんばる農業応援事業や協議会の機能発揮による認定農業者や新規就農者の育成確保とあわせて、小規模兼業農家等については、組織的な生産活動を行う集落営農や農事組合法人化へと展開することが望まれると考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

そうですね、ご答弁のとおりだというふうに思います。さっきの6%をとにかくふやしていくというのが大事だと思うんです。この問題解決には、比較的若い担い手に農地を集約して、経営感覚を持った運営をしていくというのが、地域での集落営農組合の設立を進めていくというのが一番だというふうに思っております。

最近、私の地区でアンケート調査をしまして、実は、営農組合をつくろうという動きがあるんですけど、その営農組合をつくるとしたら参加しますかという問いに対して、75%の人が二年三年の間に参加したいと答えております。それほど、先ほど答弁のとおり、農業者の高齢化、担い手不足は深刻であり、これは飯塚市の他の地域でも、多分同じ状況ではないかというふうに思います。今、急がれるのは、使い勝手の悪い、先ほども言いましたけども、農地中間管理機構とかそういうのではなく、地域の営農組織に農地を集約して、高価な農業機械を共同にし、みんながアットランダムに作付るのではなく、戦略的に、例えば、飼料用米を多くつくるとか、そうい

う戦略的にもうかる作付をし、若い担い手にオペレーターとして働いてもらい、地域の農業、農 地を守っていくことが私は大事だと思いますが、どうでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

集落営農組織につきましては、集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が生産を共同して行う営農活動をいい、転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様でございます。

ご指摘のとおり、今後の農業につきましては、経営感覚豊かなやる気のある農家が担い手として活躍することが期待されておりますことから、複数の小規模農家が経理の一元化を行う組織的農業経営は、今後の農業振興にとって重要な生産活動と考えます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

飯塚市には現在8法人組織、12の集落営農組織がありますが、飯塚市としてこの営農組織の 設立の取り組みにどのようにかかわっておられますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

本市には、現在、ご質問のとおり、集落営農組織が12組織、法人組織につきましては、集落営農組織から発展したものが2法人で、それ以外は、肥育牛、酪農、採卵鶏等の農業形態となっております。

集落営農組織の設立へのかかわり、取り組みといたしましては、先ほどご説明いたしました、日本型直接支払制度に取り組む組織として、中山間地域直接支払交付金事業取組組織数が16集落、多面的機能支払交付金事業取組組織数が45組織、環境保全型農業直接支払交付金事業取組組織数が17組織ございまして、これらの組織が交付金の対象となる活動から営農組織へ発展するよう、事業支援とともに推進を行っているところでございます。これまでの実績はなかなかございませんが、実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

先ほども言いましたけども、私の地域の営農組織設立に向けた協議には、毎回JAは参加をしており、アドバイス等を受けております。農業施策につきましては、市とJAの協力なしではやっていけないと思います。以前の答弁で、市役所とJAの役割分担はどうなっていますかという質問に、JAは組合員と一緒に農業の推進を担う組織であり、一方、市は環境や災害防止など多面的機能の維持、発揮する支援等を行うことで、農業生産活動を振るい起こし、地域経済の発展と生活保全の確保が役割であるという答弁をいただきました。この営農組織の設立に向けた取り組みはどっちの担当になるというか、市の位置づけとしてはどういうふうになりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

集落営農等の組織化への取り組みは、地域営農ビジョン運動の取り組み強化や担い手育成確保の観点から、JAと行政の両方に係るものと考えております。既に行われている地域での集落営農組織化に向けた協議につきましては、質問議員言われますとおり、JAとの連携が若干不足し

ているというふうに反省いたしております。今後は、情報を密にいたしまして一体的にかかわってまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

このことは第2次総合計画の案の中でも、しっかり書かれております。営農組織の設立に支援をすると書かれておりますので、ぜひぜひ、地域の営農組織の設立に、かかわっていってほしいというふうに思います。今ちょっと、話出ましたけど、第2次総合計画の中に営農組織の推進をしていくということのほかに、ICT農業の推進を上げられております。このICT農業というのは、あまり聞きなれない言葉なんですけど、どういうものなんでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

まず、ICTというのは日本では既に一般的になっておりますITでございますが、いわゆる情報技術でございます。通信コミュニケーションの重要性を加味した、それにローマ字のCを加えてICTと称するものでございます。この情報通信技術ICTを農業分野に活用することがICT農業と言われるものでございまして、具体的には、GPS車両ナビゲーションシステムの導入、施設栽培や植物工場における統合環境制御などの取り組みでございます。このことから、生産や経営・業務運営の効率化、高度化、省力化、危機管理対応等を図って、収益の改善や所得向上を実現しようとするものでございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

今後の飯塚市の農業は、先ほども言いましたけれど、農業者の高齢化、担い手不足がますます、急速に進んでいくのではないかというふうに思いますので、農地、農業機械の集約化を進め、農地中間管理機構のような使い勝手の悪いものではなく、地域の顔の見える、また、みずからも時々働き手となれる営農組合に貸して、地域の比較的若い人たちに、先ほど言いましたオペレーターとなっていただいて働いてもらい、地域の農業、農地を守っていくしか方法はないと私は思っています。新規農業参入者といってもそう多くは期待できない。6次産業化といってもそう簡単ではない。また、国が言っている農業所得の増大も、米価の大幅な低下になっている現状では全く期待はできません。今、農業、農地を守るには、離農する農業者が多く出る前に営農組合を組織して、地域の農業を守る仕組みをつくることだと思っております。

国でも本来の営農業務から遠く離れている信用とか共済事業に多く力を入れてるわけですけど、JAの改革を本来の営農に戻すよう規制改革推進会議でも、肥料、農業用資材の価格引き下げ、また、JAの懐の痛まない委託販売を買い取り販売に変える等々の農業改革の提言を決定いたしました。これはJA全農の自己改革を待つしかありません。ありませんが、何度も言いますけど、今農業を、日本の農産物を、また食料の自給率を守るためにやらなければならないことは、日本の農業をこれ以上減らさないということではないかと思います。そうするためには、今、災害、高齢者問題でよく言われている「共助の精神」は、農業にもいえるのではないかというふうに思います。地域の農業は地域で守っていくということが大切ではないかと思いますが、最後に、どういうふうにお考えでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

言われますとおり、農業は我が国の基本でございます。食料生産のみならず、国土保全や集落

機能の維持など極めて多面的な役割を果たしていると認識をいたしております。そのため、食料自給率、自給力の維持向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料、農業、農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開する必要があると思っております。このことを踏まえまして、本市のおきましても、国県と一体となり、関係機関、団体との連携のもと、農業の振興に当たっては、しっかりと取り組んでまいろうと思っております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、八木山地区の振興についてお聞きしたいと思いますけど、八木山バイパス無料化以降の状況についてお尋ねいたしますが、八木山バイパスは、平成26年10月1日から無料化となりましたが、試行の段階、無料化社会実験の段階で、国道201号の交通量は50%減少とのことでありましたが、有料時に比べて、現在の交通量はどれぐらいになっておりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

国土交通省、九州地方整備局、福岡国道事務所、北九州国道事務所より平成26年11月28日付で記者発表されております資料が、実は最新でございまして、その資料によりますと、国道201号、旧道でございます八木山峠の交通量につきましては平日で54%の減、休日で55%の減となっております。台数といたしましては、1日平日で1万1400台から6100台、休日で1万台から5500台となっております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

無料化から2カ月後の調査ですよね。もう2年を経過しております。現在の状況がよくわかりませんが、多分ですね、無料化実験とほぼ変わらない結果が、結果というか、出ていますね、50%。しかし、今の状況は、多分同じぐらいか、さらに悪くなってると、減ってるというふうに思っております。当時も、八木山バイパスの無料化を歓迎する一方、八木山地区の過疎化が懸念されておりました。どんどん過疎化が進み、限界集落のようになるのではないかとまで言われており、当時の同僚議員の質問に対して、無料化社会実験の結果を踏まえて、無料化の影響は非常に大きく、今後、八木山地区の活性化の方策として、農産物直売所、観光施設、レクリエーション施設などへの誘客、地域一帯を観光農園として位置づけるなど、農業生産環境の保全を図りながら、雇用の場を確保していくことが肝要、また、南蔵院の年間130万人の参拝客を取り込む観光ルートの設定や新特産物開発などに取り組む必要があるという答弁を当時の企画調整部長が答弁をされております。それから2年たちますけど、この2年間、実際どんな取り組みをされてきましたでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山バイパス無料化に伴います、八木山峠の交通量を鑑みれば、質問議員が言われますとおり、影響は非常に大きいものと考えております。

八木山地区への観光誘客につきましては、八木山バイパスが無料化となる以前から、ホームページや飯塚観光協会が作成した観光情報誌による施設の情報発信や八木山地区の施設を入れた

観光ルートのPRを行っておりますが、南蔵院の参拝客を取り込むにはまだ至っていないのが現状でございます。また、新特産物開発につきましても、市といたしましても十分な取り組みがなかなか行われていないというのが現状でございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

無料化以前の取り組みをそのまま続けているというとおかしいですけど、そのままであるということですよね。無料化になったときに、非常に危機感を持たれて答弁されたと思いますけど、 無料化以降、特別に何もやってないということですよね。なぜでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

南蔵院の参拝客を取り込む観光ルートの設定、新特産物開発につきましては、ただいまご答弁申し上げたとおりでございますが、昨年10月から専門的ノウハウをもった事業者に委託しております「観光客等誘客事業」の中で、八木山地区を含めた情報誌を作成し、旅行会社への営業活動を行っております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

今のところ、その効果は全く出ていないということですよね。ことし、長年続けてこられた八木山の食の中心である、みなさん御存じだと思いますけど、あの水車のあるうどん屋さんも店を閉じられております。ますます寂しくなっていく状況だと思いますけど、今の状況をどういうふうに考えておられますか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

交通量の減少、店舗の閉鎖など、市といたしましても対策を講じる必要があると考えております。近年は、自然に触れ、楽しむ体験型の観光も人気となっております。八木山地区には、豊かな自然とその自然を生かした施設が点在しておりますことから、それらを前面に出し旅行会社に営業を行うなど誘客に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

今の状況というよりは、これからやっていきますというようなご答弁だと思いますけど。非常に危機感とか、スピード感とかいうのが何にも感じられないですよね。無料化のときも非常に危機感を持たれたような答弁はされております。ただ、あんまり気持ちが変わってないというか、むしろ逆の方向に行ってるんじゃないかというような気もします。

八木山地区の人に聞きますと、非常に取り残された感じというのが、答えが返ってきます。と言いますのは、西鉄バスが路線を廃止して交通手段がありません。予約タクシーは別にしまして、辛うじてスクールバスに乗って学校まで行くだけです。行き帰りするだけ。最近、高齢者の運転する車の交通事故が非常に問題になっておりますけど、ほかに方法はなく、運転をしなければならないという状況がありますので、非常に心配をしているということでもありました。また、八木山青年の家が廃止になり、八木山高原ユースホステルも廃止の状態です。それに追い打ちをかけ八木山バイパスが無料化になり、交通量が激減して、その中でも農楽園はどうにか農産物の直売とか農家レストランで集客をしておりますけど、それ以外のところではお客さんが激減してい

るそうです。

御存じのとおり、八木山地区は、地域コミュニティの非常に強いところでして、しだれ桜の木も、地域で協力して植え、また、桜のオーナー制度も自分たちで運営をし、また有名な八木山小学校の相撲も、化粧回しは親がみずからつくり、テレビの取材を受けるほどです。秋祭りも自分たちでのぼりをつくり、手づくりで行っておられます。獅子舞も昔ながらの伝統を守り、存続をしておられます。このように八木山地区の人の何とか地域を盛り上げようとする活動に頑張っておられますけど、市のほうがついていってないという気がしてしょうがありません。

先ほどの答弁でもありましたが、私は、この八木山地区の活性化については、いろいろ議論はありますけど、やっぱり自然を生かした観光開発しかないというふうに思っております。よくよく見てみますと、観光資源と言われるものは、この八木山地区には非常に多くあります。展望台、その周辺の桜、地元の人が植林した八木山川の両岸のしだれ桜も大きくなり、何年かしたらきれいな花が咲くんではないかと、もう咲いてるのかもしれませんけど、ではないかと思います。また市の花木園、ここには桜のオーナー制度で植えられた桜が多くあります。それに、何よりも豊かな自然があり、農産物直売所、次期アメリカ大統領に似た鳥のいるピクニカ共和国もありますし、ゴルフ場などのレクリエーション施設等もたくさんあります。これらの資源が全く生かされていないというのが現状だと思いますが、どう考えられていますか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山地区への誘客につきましては、観光協会が作成いたしました観光情報誌「来て見て発見いいづか」におきまして、八木山地区にございます「ピクニカ共和国」や「農楽園八木山」を紹介し、飯塚に訪れた、また、訪れる方々への配布を行い、PRを行っております。また、先ほどご答弁申し上げましたとおり、観光客等誘客事業の中で、八木山地区を含めた情報誌を作成いたしまして、旅行会社への営業活動を行っております。しかしながら、観光客の立ち寄り状況を鑑みれば、質問議員が言われますとおり、八木山地区の豊かな自然と各施設を十分に生かしきれていないというのが現状ではないかというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

また、この観光資源の手入れが全く行われていないというのも現状だと思います。展望台ですが、今はとても展望台と言えない状況になっております。市長も展望台でのランチミーティングで御存じだと思いますけど、展望台のレストランでは若い店主が頑張っておりますし、若い写真屋さんも移転して頑張っております。ただ非常に残念なのは、せっかくの景色を高い木が邪魔をして見ることができません。備え付けの展望望遠鏡に至っては全く役に立ってません。以前からこの話はあったと思いますが、現在この木を切る話はどこまで進んでおりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山展望台前の樹木が非常に成長いたしまして、景色を遮ってしまっている現状は把握いた しております。これまでも地権者の方と協議を行っておりますが、その中で地権者の方の申し出 をお伺いいたした上で、検討を行ってきておりますが、今日まで解決には至っていないというの が状況でございます。地権者の方とは、今後も引き続き協議を行い、できるだけ早い時期に解決 に向けて取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

ぜひ、一日も早く、木を切っていただいて、昔のように景色のいい展望台にしていただきたいと思います。植樹をされた、しだれ桜の八木山川の河岸ですけど、これを散策して見て歩くように遊歩道の整備がされていません。今、雨が降ったらべちゃべちゃです。とても歩いていけるような状態ではないと思いますけど、この遊歩道には計画があるように聞いていますが、今どのようになっておりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山川河岸の整備につきましては、遊歩道ではございませんが、平成27年度、28年度、29年度の3カ年で、河川敷の管理道路として整備いたしているところでございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

それから、新飯塚駅前の観光案内、これはライオンズクラブからの寄贈と聞いておりますけど、その中に八木山の渓流公園が載っております。それを見て公園に行った人が、トイレも使えないほど荒れていたと。八木山地区の人から案内板を消してほしいとの要望もあったと聞いてます。 実際、どうなっておりますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山渓流公園の管理につきましては、地元団体に委託をいたしておりまして、草刈りや夏休み期間中の駐車場の管理を行っていただいております。また、ハード面の整備につきましては、 平成27年度に渓流公園の車道舗装工事を実施いたしておりますが、トイレを含め、まだ十分な整備が行えていないというのが現状でございます。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

されていないということですけど、今後、どうするつもりでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

今後は、八木山渓流公園の整備につきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

それから、八木山青年の家は廃止され、八木山高原ユースホステルも休止状態ですが、今後、 どのように活用なり、売却なりされていく予定でしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

八木山青年の家につきましては、平成21年2月に策定されました「飯塚市公共施設等のあり 方に関する第一次実施計画」におきまして、廃止をし、民間に売却するという方向性が示されて おり、現在、実施計画に沿って事務を進めているところでございます。 また、八木山高原ユースホステルにつきましては、八木山地区で宿泊のできる施設でありますが、現在、代表者のご事情によりまして休止状態でございます。代表者が施設運営の後継者を探されている状況が続いているというふうに伺っております。

市といたしましては、八木山青年の家、八木山高原ユースホステルの今後の状況を見ながら、 八木山地区への観光誘客に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松延隆俊)

22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

ご答弁のように以前、当時の企画調整部長が八木山バイパスの無料化に伴っての八木山地区の活性化の方策であります篠栗の南蔵院の参拝客130万人を取り込む観光ルートづくりや新特産物の開発等は全く手つかずの状態と言っていいんではないかというふうに思います。また、せっかくの観光資源も何の手入れもされてないというのが実情ではないかというふうに思います。中心市街地だけが飯塚市ではありません。こういうところにこそ目を向けていかなければならないと、ますます廃れていくのではないかというふうに思います。

先日、もみじ狩りに出かけまして、これは大分県の竹田市というところの隣の豊後大野市というところにある公園です。何の変哲もない小さな公園なんですが、公園全体がもみじというのが特徴です。もみじの季節になりますと九州各県から人が押し寄せ、人であふれるそうです。また、インバウンドで大型バスで外国の方もたくさんおいでになると聞いております。皆さんもそういう紅葉を見に行かれることは多いと思いますけど、紅葉の名所というところには人があふれております。皆さんも御存じだと思います。飯塚も、八木山地区もそういう取り組みが必要ではないかというふうに思います。

せっかく、春は桜があります。秋は紅葉、また、紅葉だけではなくてもみじは新緑もきれいだと聞いております。ぜひぜひ、そういう取り組みをしてほしいと思います。南蔵院の130万人の参拝客を八木山に、そしてまた、伊川温泉に誘導する観光ルートを確立すれば、飯塚の観光開発はもとより大きなものになり、八木山地区の活性化にも大いに寄与すると思いますが、最後にどう思われますでしょうか。

○副議長(松延隆俊)

経済部長。

○経済部長(田中 淳)

先ほどから質問議員が言われますとおり、八木山地区は、豊かな自然と各施設が点在する重要な観光拠点であるという認識はいたしております。

秋の紅葉というお話もただいまいただきましたが、確かに秋の紅葉の時期に開館いたしております、麻生大浦荘では、旅行会社がもみじをめぐるツアーを造成し、非常に多くの団体客が来館されております。花木園への紅葉の植樹など、名所となるよう関係機関等と協議を行うとともに、観光客等誘客事業におきましても、八木山地区への誘客のため、さらに営業活動やPRを行ってまいりたいと考えております。

○副議長(松延隆俊)

発言残時間3分を切っておりますので、よろしくお願いします。22番 城丸秀髙議員。

○22番(城丸秀髙)

よろしくお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。

○副議長(松延隆俊)

暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

○議長(鯉川信二)

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。通告に従い、一般質問を行います。

通告の第1テーマは、介護予防・日常生活支援総合事業です。その1点目、サービス水準の維持について伺います。現在、介護保険課が担当する介護保険の要支援1、2で行っている訪問型サービスを通所型サービスを、国の制度変更に従って介護保険から外し、高齢者支援課が担当する介護予防・日常生活支援総合事業に移す準備が進んでいます。本市では、制度がどのように変わりますか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

質問の変更内容についてでございますが、現在の介護予防給付の訪問介護と通所介護、いわゆるヘルパーとデイサービスにつきまして、地域支援事業でございます介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、市町村が多様なサービスを充実することにより、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

簡潔すぎて、よくわかりません。私が後で補います。それで、来年4月から移行が始まるわけですけれども、それに向けたスケジュールはどのようになっていますか。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

来年4月からの総合事業の実施におきましては、これまでにサービス事業所及び居宅介護支援 事業所に対しまして、説明会を今年1月、7月、11月と実施しまして、総合事業のサービスの 内容や実施方法、事業所の指定手続、介護予防のマネジメントについてなどの説明を行ってまい りました。また、飯塚市高齢社会対策推進協議会においても、説明、報告をするとともに、厚生 委員会におきましても、逐次、ご報告、ご説明をしているところでございます。

今後のスケジュールでございますけども、今後は、円滑な総合事業の開始に向けまして、現在、要支援を持ち、訪問介護と通所介護のサービスを利用している方への周知の徹底のため、来年1月からは順次、担当のケアマネージャーから利用者の皆さん個々に対し、チラシによる制度内容の説明の徹底を行うとともに、市民の皆さんに対する周知も2月の市報で改めて行うこととしております。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

間に合うような日程になっているんでしょうか。いずれにしても、このように要支援1、2の 訪問型サービスと通所型サービスをわざわざ介護保険から外し、総合事業に移行する目的は何な んでしょうか。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

今回のこの移行は、高齢者ができるだけ住みなれた地域で安心して暮らすことができる社会を 実現するとともに、高齢者を社会全体で支える介護保険制度の持続性を高めていくことが目的で ございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

それは国が言っているとおりのことなんですけれども、飯塚市としては、どういう目的ですか。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

飯塚市といたしましても、国の考えと同様でございまして、それを順次、実施していくという ふうな考えでおります。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

国の言いなりと、それ以上のものがないという答弁ですね。国の狙いが介護にかかるお金を不当に抑えることにあることは、既に明らかですけれども、市の総合事業では、国の言いなりではなく、必要な人が必要な介護サービスを受けられるようにする。この責任をしっかり果たすべきだと考えます。市の見解を伺います。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

総合事業が始まりましても、現在、訪問型サービスと通所型サービス以外の予防サービスを受けておられる方につきましては、ご本人にとって、何ら変わることもございません。訪問型サービスと通所型サービスのどちらか一方のみ、もしくはその両方のサービスを利用される場合には、総合事業の利用ということになります。身体介護や生活機能向上のための機能訓練等が必要であると判断される方に対しては、一方的に総合事業によるサービスを勧めることはありませんので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

一方的なことはしないという答弁です。それは確認しますけれども、私が質問したのは、必要な人が必要な介護サービスを受けられるようにする責任を市は果たすべきだと、そのように聞いたわけです。それに対してはどういう答弁をされますか。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

今質問議員が言われますとおり、必要なサービスを必要とされる方には、当然そのサービスは 実施していきますし、それが不必要、もっと新しいサービス事業でも構わないじゃないかという 方につきましては、そちらの方向でお勧めしていきたいというふうに考えます。これは市の考え でございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

国よりひどいですよ。今まで必要だったものが、市の総合事業になったら、それがいらないじゃないかということを考えていこうという答弁ですよ。非常にひどい。しかし、それはそれで強制しないと言っているわけですから、それは重要だと思います。現在の利用者の人数、そのうちひとり暮らしの方は何人で、市として個別に把握していくことになるのか、お尋ねします。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

平成28年3月末時点の数字になりますが、要支援1、2の認定者が2989人、その中で訪問介護と通所介護のサービスを含む何らかのサービスを利用している方が2285人、そのうちひとり暮らしの方につきましては1453人でございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

利用者のうち半数以上がひとり暮らしという現実です。移行に当たって個別に把握していないと、必要なサービスが維持できているかどうか、わからなくなるのではないかと思いますけれども、お考えを伺います。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

それぞれのこの利用者の方は、必ずケアマネージャーという方がいらっしゃいます、そのケアマネージャーがその利用者の状況等々は把握されております。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

飯塚市は直接把握しないという答弁ですね。現在の利用者にとっては、何がどう変わるのか。 混乱を防止するためにどういう手だてをとるのか、お尋ねします。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

先ほども申しましたように、もう既に、なかには新聞等々、マスコミの発表等々で御存じの方もいらっしゃいますけども、改めてケアマネージャーのほうからも、逐一説明していきますし、地域包括支援センターのケアマネ、また在介センターのケアマネ等々が説明をしてまいるというふうなことになります。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

ひとり暮らしの高齢者が要支援のサービスを受けていることの意味がわかっているのかと思うんです。高齢者にとって、今までどおりサービスが受けられるかどうかというのは、これまでの暮らし、健康、もっと言えば生命の維持ができるかにかかわる重大な関心事です。ところが先ほどの答弁によると、総合事業のシステムでは、これまでどおりサービスを受けられるかどうか、本当に難しいと思われます。要支援1、2のサービスを受けている人は、先ほど1453人と言われましたけれども、ことし3月末です。現在、何人かわからないんですよ。現行水準のサービスを介護認定の更新を迎えたときに、担当のケアマネージャーに相談し、総合事業受付票で確認され、第1には、総合事業の申請となった場合は、資格のいらない担当者による基本チェックリストでの判定により、①事業対象となった場合は、訪問介護及び通所介護のみ。②非該当となっ

た場合は一般介護予防事業となります。受けられません。第2の要介護認定の申請となった場合は、①要介護、②要支援、③非該当に分けられ、②要支援の場合に統合事業として、予防給付の併用、あるいは総合事業のみに振り分けられるわけです。第3の一般介護予防事業になれば、事業そのものから外されるわけですね。これはなんと呼ばれるかというと水際作戦と呼ばれています。こうしてやっと総合事業対象になったとしても、現行どおりのサービスが受けられるわけではありません。それは訪問サービスでも、通所サービスでも、現行相当、緩和した基準、短期集中予防サービスという振り分けが待っているからなんです。そこで、この現行相当というのはどういうことなのか、現在の利用者のうち何人くらいが該当するのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

これは、新たに総合事業を利用する見込み数について、ご説明したほうがよかろうと思いますので、そうさせていただきます。現在で言うところの要支援認定を持たない、いわゆる二次予防事業対象者が主になると思われますが、新規に、この制度を利用する方が250人程度。また、現行からの移行者が約1400人、あわせて1650人程度がこの新しい総合事業を利用するというふうに推測しておるところでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

質問に答えずに違う答弁をされると時間がなくなるだけなんですよ。それで今から3つ一緒に聞きますからね。もう一度最初の質問を確認します。繰り返します。現行相当というのはどういうものなのか。何人くらいが該当するのか、さっき聞きましたね。続けますよ。緩和した基準というのは何なのか。何人が該当するのか。それからさらに、短期集中予防サービスということはどういうことなのか。何人が該当するのか。この3つの質問に答えてください。

○議長(鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時13分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

お待たせして申しわけございませんでした。先ほどの答弁の回答でございますが、現行相当のサービスを受けられておられる方が1708人。それから新しい緩和されたサービスへの移行が約1千人ということでございます。そして短期集中予防サービスということでございますが、これは医学療法士、作業療法士、言語聴覚士のリハ職や歯科衛生士、栄養士、保健師、看護師等の

専門職による支援を行う内容としておりまして、専門職による運動指導等を短期で集中して行うことで、利用者の生活機能の向上や在宅でのセルフケアの習慣づくりを支援するなどの目的を持ったものでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

先ほど1400人に250人が新規で来るので1650人と言われたのに、現行相当が1708人とかいうのは意味がわかりません。いずれにしても、その程度なんですよ。私は、現行相当というのは大体想像がつくけれど、緩和した基準というのは何なのか。それを聞いたでしょう。それの答弁がないですね。お願いします。

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

緩和されたサービスといいますのは、現行相当サービスに比べまして、文字どおり人員基準を 緩和したものとなっておりまして、サービスの内容で申しますと、訪問介護では、身体介助が必 要であるか、そうでないか。通所介護では、生活機能の向上等が必要か。身体介助が必要でなく、 集団的な指導でよいか。そういうものが現行相当サービスが緩和した新しいサービスということ になります。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

先ほど福祉部長が答弁された多様性とかいうのは、実はこの緩和した基準のことなんですよ。 今までの現行通りのサービスをしませんと、緩和しますと。資格がない方によるものであっても よいと、ボランティアであってもよいと。それは地域という名前でオブラートに包んでいるわけ です。それで人数については明確な答弁がないけれども、現行相当でいけるという方が非常に少 ないということがわかったでしょう。だから、この制度では、必要な人が必要なサービスを受け 続けることができないんだと、そういうことなんです。だからさっき福祉部長が不必要と判断す れば、サービスを落とすことがあるというような趣旨をおっしゃった。そう意味では正直なんで す。

総合事業の現行相当、緩和した基準、短期集中予防システムの流れというのは、国によって全体の費用に上限が設定されています。第1に事業単価は、国が定めた基準額以下の設定となっているし、第2に基準緩和サービスの名によって、短時間の研修事項でよいとする人員基準を切り下げたサービス、先ほど答弁があっていました。第3に住民主体の支援のこういう名によって、ボランティアに押しつけていくわけですね。こういうことによって、事業の利用者にとっては地域に介護保険からも総合事業からも外していくと。そういう意味で、卒業というふうに言っている自治体もあるわけです。和光市とか。ところが、現実には国の枠がはまっているために円満卒業ではなくて、現実には無理な強制退学になっているということで、この総合事業への移行というのは今批判を浴びているわけですね。そうではないですか、見解を求めます。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

その部分につきましては、質問者と私の見解の相違であって、我々はこれは先ほども申しましたけども、介護保険制度を持続していくためにはやむを得ない、そうあるべきだというふうに考えております。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

国とあんまり変わらないことを言っているんだけれど、介護が必要な高齢者に着目するのではなくて、制度を守るためとおっしゃった。これが世に言う保険あって介護なしという、そういう答弁をされているわけです。必要な人に必要なサービスができるように責任を果たすと決意は表明された。受けるべきサービスは維持されず、不満であるという場合は、利用者の異議申し立て、苦情の提出のルールはどうなっていますか。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二) 従来どおりでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

そういう答弁はないでしょう。見解の相違とか、従来どおりとかいう答弁がありますか。もう 少し誠実に答弁したらどうですか。

○議長(鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

従来の現行どおりのサービスの異議を申し立て、不服審査請求、そういうことは従来どおりの やり方でできるものでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

じゃあ、内容を伺います。

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。ただいまの質問に対しまして、専門的な細かい具体的な内容の答弁が必要ですので担当課長に答弁をさせます。介護保険課長。

○介護保険課長(髙瀬英一)

ご質問の趣旨でございますが、従来、今、総合事業で不服というお話がありましたが、不服というような話でありましたら、正式に介護認定を受けていただくと、介護認定を受けていただい

た後に、その判定について不服というような状態が生じた場合については、不服申し立て制度というのがございまして、そういう制度を利用していただくというような形になろうかと思います。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

そうじゃないですね。それは、介護保険の話でしょう。総合事業の中での不服はどう受け付けるのかということを聞いているわけです。あなたは11月29日の第3回事業説明会で配付資料の中に入れているじゃないですか。苦情はどのように扱いますというのを。

次に2点目は、自己負担についてなんです。介護保険の利用料が2割負担になってどういう影響がでているのか。全日本民医連が238の事例をまとめて公表しています。これが総合事業の中に入ってくるわけです。同じような問題が生じないかということなんです。例えば、一部のサービスの利用を減らしたり、中止した事例が98で41.2%。介護保険の利用そのものを取りやめた事例、6.5%。利用を減らせず家族の介護負担や家計に影響が生じている事例が100で42%。大変不安を抱えているが、34で14.3%。本市の総合事業において、2割負担がどういう影響の持つと考えているのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

利用者につきましては、さまざまなサービスから、自分にあったサービスを受けられるということで、なおかつ飯塚市は8割というふうな設定をしておりますので、その分の費用負担につきましては、安価になるということで費用負担はそれだけ軽くなるというふうに思います。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

厚生労働省が膨らみ続ける介護費を抑制する狙いから、現役世代並みの所得がある高齢者が介護保険サービスを利用した場合、自己負担割合を現行の2割から3割に引き上げる検討に入ったとの報道があります。本市では同様の発想で、この総合事業に利用料3割制度を持ち込むことはないのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

福祉部長。

○福祉部長(古川恵二)

先般、そのような記事が新聞等に出ておりました。また、国の部会のほうでもそのような話があっているというふうなことは確認しておりますけども、まだ詳細かつ具体的な内容については、不明確な話でございまして、当然のことながら本市のほうへもまだ情報も一切ございませんので、把握しておりませんので、答弁はいたしかねるところでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

これに答弁できないということはどういうことかということなんですよ。多様性の名のもとで 安上がり、地域にという名のもとにボランティアだとかに押しつけていく。安上がりで多様性で すか。ちょっと変ですよ。けれども自己負担を今後上げるかもしれないということを含んだ答弁 になりませんか。もともと介護保険の改悪そのものは許されませんけれども、介護保険外し、自己負担増のために必要な人が必要なサービスを受けられなくなるということがないように本市として万全の構えで臨むよう、強く求めて、次の質問に移ります。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

通告の第2テーマは保育所待機児解消の対策についてです。保育所に入れない子どもは、ことし4月1日の48人から12月1日現在で140人と約3倍に増大しています。市の責任で緊急に打開しなければなりません。私はこの間、待機児急増の要因は何か、保育所に入りたくても入れない子どもの状態を把握しているか、市がこれを緊急事態と捉え、対策をとる必要性と責任を自覚しているか。民間保育園の保育士確保を目的とした処遇改善のための保育士就職支援緊急事業についても意見を述べて賛成し、特に緊急打開策として、公立保育所子育て世代に便利なところに急いで開設することを提案してきました。

公立保育所の開設の提案について、3月まで使用した菰田保育所や徳前保育所について検討し、耐用年限を過ぎた施設を改修するのに費用と時間がかかるなどの理由から、市は諦めた。それより保育士の確保だとの答弁がありました。私は、既存施設への詰め込みに走るのではなく、市として保育施設の確保が急がれると主張しました。保育所施設として適当ではないかと、伊規須会館、立岩会館、穂波支所や学校施設を調べました。しかし、その一方で市は何をしたか。その後、公立保育所の開設については何の手だてもなく、時を無駄に過ごしたのではないかという疑問があるわけです。

そこで1点目、待機児解消のために市はこの間、どういう取り組みをしたのか、答弁を求めます。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

未利用児童の原因でございますが、これは以前にもお答え申し上げておりますけども、子ども・子育て支援新制度によりまして、平成27年から施行され、入所要件が大きく緩和されたこと。また女性の社会進出の増化によりまして、女性の就労がふえ、結果、入所申請が増加してきたということが挙げられます。またこれとは別に、保育士不足ということが大きな問題で、この申請に対応できなかったということでございます。このようなことから、今ご指摘がありましたように保育士の募集に向けまして、あらゆる啓発、周知をこの間、取り組むとともに、ご紹介がありました、9月議会で補正し承認をいただきました、緊急支援事業を取り組んでまいったところでございます。あわせまして来年の4月には、白菊幼稚園が、そして平成30年度には山内幼稚園、伊規須幼稚園がそれぞれ認定こども園に移行をいたしますことから、合計で175人の定員がふえる見込みということでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

そういう取り組みで、現実に待機児が何人解消できたのか、どういう効果があったのかをお聞きします。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

公立保育所で4月以降、47人を受け入れております。また私立保育園におきましても、170人の入所ができております。これによりまして、結果、待機児童の抑制にはなっております。しかしながら、ご紹介がありましたとおり12月現在、140人の未利用者がいるということでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

待機児といいますけれども、市は今なお未利用者と言っていますね。これは、保育所に入れない責任は子どもたちにあるという立場を表したものではないかと思うんですよ。本当にそうなんですか。飯塚市の責任がないんですか、そういうわけではないでしょう。私は、一刻も早く解決しなければならない緊急課題という認識が飯塚市にあるのかと、白菊それから山内、伊規須とおっしゃったと思いますが、この緊急課題という認識があるのか、お尋ねします。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

そのような認識のもとに、現在、今日まで対応してまいっておるところでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

子ども一人一人について、受忍限度を超えていると思います。認可保育所に入れないために、 無資格と知らず無認可保育所に預け、死亡事故で子どもを亡くしたという苦しみが、そういう報 道が続いているのを皆さんも御存じでしょう。今、待機している子どもたちの状態というのは、 非常に深刻だと思うんですよ。緊急課題という認識はあるけども、事態の打開がなかなか進まな いというのはなぜなんでしょうか。

○議長 (鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

繰り返しの答弁になりますが、従来に比べますと平成27年以降、申請が大きくふえたことで、 現状での保育園での、今までのような形での受け入れが困難になってきたと。本来であれば、こ れに対応して、保育士を雇用し、受け入れ数をふやしてきたところでございますが、残念ながら 保育士が極めて不足しているという状況から、保育士の確保ができないということでこのような 状態になっているというふうに考えているところでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

本当に保育士が確保できないのかと。もしそうであれば、あなた方の言う白菊それから、山内、伊規須で相当数の定員がふえても、それは絵に描いた餅になるんじゃないですか。どうですか。

○議長 (鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

年度当初は比較的雇用の確保が、新卒者も含めて容易なわけでございますが、年度途中については、近年極めて困難ということで、このような状況になっているということでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

質問に答えていませんけども、答えられないということだと思います、緊急課題がなぜ進まないかというと、緊急課題にふさわしい緊急対策を取らないからですよ。これは誰の責任かというと、私は市長が決断しなくてはならんと思います。東京都杉並区は、待機児解消を緊急課題として取り組んでいます。市として調査をしたか、また何を学んだか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

杉並区につきましては、少し調査をしております。ちょっと紹介をさせていただきますと、杉並区の人口が55万8千人ということで、平成23年度から28年度の5年間に、2956人の就学前児童が増加をし、就労する女性の増加を受けて、待機児童の解消に取り組んでおられ、本年10月現在の待機児童数は86人ということでございます。これまで1079人を受け入れる私立保育園等を整備されたということでございますが、来年、平成29年4月には560名を超える待機児童数が発生する見込みであるということでございます。区が計画した待機児童対策事業の構想によりますと、平成29年4月の待機児童予測値の560名と平成30年度以降の保育需要を見据え、区の公有地を保育事業者に貸し付ける手法で、公園や駐車場に保育所を整備するということで、定員をふやす計画を立て、待機児童ゼロに向けて取り組んでいるということでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

ここの最大の特徴で私が学んだのは行政の長が決断したということなんです。これが最大のポイントです。それで齊藤市長がイニシアチブをとって、第2次総合計画を策定中ですけれども、この中で子育て支援の推進、その中で現状、課題が書いてありますけれど、どのようになっていますか。

○議長(鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

失礼いたしました。現状の課題ということでございますが、保育の利用ニーズは受け入れ可能数を上回っており、共働きを希望する世帯の増加に伴う保育ニーズの急激な高まりによる保育施設の供給不足が生じていますということでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

私が聞いたのは、子育て支援の推進の項目の中で現状と課題というところがあるでしょう。それはどうなっているかと聞いているわけです。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

この項を読ませていただきますと、少子化の進展等により、幼稚園就園児は定員を下回る状況が続いていましたが、2009年度以降は徐々に増加傾向にあるものの、市内の幼稚園は定員の約70%程度で推移をしており、地域的な偏りも見られます。2015年度からの子ども・子育て支援法施行にあわせて、市内の保育施設の定員増を図ったものの、なお、保育の利用ニーズは受け入れ可能数を上回っており――、これは先ほど申し上げたとおりでございます。さらに、近年全国的な問題となっている保育士不足により、待機児童の増加問題や共働きや核家族世帯の

増加に伴い、延長保育や休日保育、病児保育などとともに放課後児童クラブというふうなことで、 以後は児童クラブのことで―――。

○議長(鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時43分 再開

○議長(鯉川信二)

本会議を再開いたします。こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

失礼いたしました。それでは、現状と課題のところについて、読み上げさせていただきます。「子どもを取り巻く環境は、就労環境の変化をはじめ、核家族化や共働き家庭の増加により大きく変化し、また、近年、地域のつながりの希薄化により連帯意識が薄れ、子育て中の保護者が孤立し、子育ての不安や負担が大きくなっています。さらに、子どもに対する虐待、ひとり親家庭の増加や雇用状況の悪化による子どもの貧困が社会問題になっています。こうした状況の中で、乳幼児・児童が健やかに成長していくためには、保護者への経済的な支援も含め、子育て支援策の果たす役割がますます重要になっています。今後、地域とのつながりの中で安心して子どもを産み育て、男女が共に子育てに伴う誇りや喜びを実感できるよう、社会全体で支援していくことが必要となっています。」

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

市長、そういうことなんですよ。執行部の認識というのはここにあるわけです、根本が。そして、今140人もの子どもたちが入りたくても入れない事態。これは緊急に打開しなければならない。この140人は、年度末で何人になりますか。年度当初でどうなりますか。全然見通しが立たない。そこで、もともと公的保育を支える公立保育所と民間保育所の保育士の処遇については、民間水準を引き上げる方向での格差の改善が求められていたのに、齊藤市政の10年間の中で、国の誘導に従って、公立保育所を次々に民営化したことは低賃金の非正規雇用をふやしたこととともに、社会情勢の変動と結びついて、地域の保育士全体の処遇悪を進めました。市が公立保育所の民営化で、10億円もの行財政改革効果があったというのは、その大半は保育士に対するしわ寄せの結果と言っても過言ではありません。今日の保育士の処遇悪化の責任を本市も担っているとの自覚があるか、お尋ねします。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

今ご指摘のとおり、本市においては、公立保育所の民営化を今日まで進めてまいりました。この行財政改革の一環として進めてまいったところでございますが、私立保育園の賃金につきましては、他の認可保育園と同様に、国の措置費をもとに各園が決められているものでございます。市がそこを誘導したということではないというふうに考えているところでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

それは飯塚市が公的保育の仕組みがもうわからなくなってしまっているんですよ。じゃあ

10億円という行財政改革効果はどこからでてきますか。その大半は、若い保育士たちの低賃金と過重労働によって生み出されたもので、それが大半ですよ。この自覚がなければ、今の緊急事態の打開というのはできないです。この緊急性に一番に対応できるのは、実はやっぱり飯塚市なんですよ。市の責任で運営できる保育所、つまり公立保育所です。

そこで2点目、公立保育所の設置についてお尋ねいたします。公立の保育所の保育士の職員採用については、昨年は募集6人に対して応募が63人ありましたね。公立保育所を新設するとすれば、保育士を確保する見込みは大いにあると思います。市としてはどう考えますか。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

公立保育所の新設ということにつきましては、過去にもご答弁申し上げておりますが、整備まで3年程度の期間が要するというふうに考えられます。また、公立の正規の職員を募集すれば、確かに一定の保育士の確保は可能というふうに考えています。しかしながら、過去の例から見ましても、市内の私立保育園から公立のほうに転職をいたしました結果、私立保育園の保育士不足ということにつながったこともあり、私立保育園へ影響を与えておるということでございます。また、全て保育士を正規職員での対応ということにはまいりませんので、不足する保育士については、どうしても臨時保育士ということが必要になってまいりますが、現在でも公立の臨時保育士は不足を来している状況でございまして、これは、さらに臨時保育士の不足につながっていくものというふうに考えておるところでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

保育士が足りなくて困っている飯塚市が、昨年57人の応募者に不採用通知を齊藤市長の名前 で送りつけたわけね。この57人の中でよその保育所をやめて、応募した方は何人いましたか。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪) 把握ができておりません。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

そうすると、今のあなたの答弁は成り立たないということになります。飯塚市が保育士を確保すれば、よそに迷惑をかけるということはないということになるわけですね。あなた方は、あれこれの課題を挙げて、公立保育所の保育士が確保できないということを主張するんだけど、そんなことはないんですよ。先ほど言ったとおりです。公立の保育所の正職員ということで募集すれば、10倍の応募があるわけです。公立保育所の施設が後は課題になるわけですね。使用停止したばかりの菰田保育所は定員90、徳前保育所は定員90であり、この2つの公立保育所を再開しただけでも、数字の上では待機児童は相当に改善できると期待されると思うけれども、見解を伺います。

○議長 (鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

旧菰田保育所につきましては、これも以前、お答え申し上げておりますが、昭和56年に建設され、老朽化しているということから、新たに新菰田保育所を整備いたしたものでございます。 したがいまして、この旧菰田保育所の再利用ということになれば、耐震診断、また耐震補強、さ らには内部の整備改修等を含めまして、あくまで試算でございますが、概算で2億7千万円程度 の整備が必要ということでございます。また整備期間につきましても、2年程度はかかるという ふうに考えておるところでございます。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

1年ぐらい前から、あなた方は検討しているんですよ。同じようなことを言っている。市の決断が早ければ、菰田保育所は来年4月には既に改修が済んで、再スタートができたはずですよ。そのほかにも、その気になって探せば、先ほど言いましたけども、学校、児童館など、活用できる公的施設、それから枝国保育所が新築工事の間として、一時的に使っている民間施設がありますね。こういうのを含めて、探せば活用できる民間施設はあるんですよ。子どもたちのために市が責任を持って探してもらいたいんです。答弁を求めます。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

ご指摘をいただいておりますが、先ほどから答弁しておりますが、繰り返しになりますけども、 旧施設の整備については、従来からお答えしておりますとおり、考えておりません。また、仮に 整備するとしても、いろいろな諸問題から判断し、現在の対応で、今後とも全力を挙げて、この 未利用者の解消に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

もう少し言いましょうね。新しい立岩公民館には、まだ時間がかかると思いますけども、借金の利払いを含めて110億円かけた新庁舎は、来年5月から使用開始になります。ここに園庭もきちんと確保して、一定規模の公立保育所を設置することができるんではないですか。市長、どう思われますか。

○議長 (鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

繰り返しになりますが、保育士の確保に極めて今困難を来しているという状況でございます。 公立保育所のみを仮に整備をいたしますと、市全体で考えたときには、さまざまな不都合がでて まいることが考えられますし、そのような方向でするのではなくて、私どもとしては、今後とも 未利用者の解消に向けて、引き続き努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

齊藤市長、公立保育所をつくるから、さまざまな矛盾が生じるんじゃなくて、逆なんです。公立保育所を潰してきたから今の矛盾が加速されているわけです。そもそも現在の待機児童の深刻な広がりに深くかかわる保育士不足の要因である処遇の劣悪化は、社会情勢の変動とともに、公立保育所のあり方を検討するとして始まった民営化の強引な推進によるものです。くどいけど、行革効果額は10億円にのぼると言われるほどの住民と職員を犠牲にした行革方針が、民間保育所にも重大な打撃を与えたものと言わざるを得ません。本市は先ほど紹介がありましたように、第2次総合計画で示した現状と課題に真剣に向き合おうと、本当に齊藤市長がそう思うならば、まず、現在の緊急課題を解消するために、2億7千万円とかいいじゃないですか。必要な財政出

動を国にも要求して行うべきですよ。そして、人件費という声がありました。これは福祉の分野で働いた経験のある若い職員が市役所にふえることじゃないですか。住民福祉の増進の仕事をする市役所にとって大きな宝になります。子どもの幸せの―――。

○議長(鯉川信二)

川上議員、残時間がゼロになっておりますので、最後の質問にしてください。続けてください。 ○7番 (川上直喜)

子どもの幸せのための施策を進めると公約してきた齊藤市長に対して、私はこの緊急事態を打開するために、国にも強く働きかけるけれども、適切に財政出動を決断してもらいたい。そして、公立保育所をぜひつくってもらいたい。このように求めます。市長の答弁を求めます。

○議長(鯉川信二)

こども・健康部長。

○こども・健康部長(森田 雪)

繰り返しになりますが、私立の保育所と私どもは毎月定例的に意見交換等をやっております。 私立のほうの協力も得ながら、未利用児童の解消に全力を挙げて、今後とも取り組んでまいりた いというふうに考えております。

○議長(鯉川信二)

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、12月12日に一般質問をいたした いと思いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明12月10日から12月11日までの2日間は、休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、明12月10日から12月11日までの2日間は休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 3時57分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉	JII	信	二	1 5	i番 福	永	隆	_
2番	松	延	隆	俊	1 6	音 音	田	健	_
3番	瀬	戸		光	1 7	'番 秀	村	長	利
4番	勝	田		靖	1 8	3番 明	石	哲	也
5番	光	根	正	宣	1 9)番 藤	浦	誠	_
6番	奥	山	亮	_	2 0)番 上	野	伸	五.
7番	Ш	上	直	喜	2 1	番田	中	博	文
8番	宮	嶋	つち	き子	2 2	2番 城	丸	秀	髙
9番	兼	本	芳	雄	2 3	3番 古	本	俊	克
10番	永	末	雄	大	2 4	.番 道	祖		満
11番	守	光	博	正	2 5	3番 平	山		悟
12番	田	中	裕	<u>_</u>	2 6	话 坂	平	末	雄
13番	佐	藤	清	和	2 7	'番 森	山	元	昭
14番	江	П		徹	2 8	3番 梶	原	健	_

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次 長 許 斐 博 史 議事調査係長 太 田 智 広

議事総務係長 林 利 恵 書 記 岩 熊 一 昌

書 記 宮 嶋 友 之 書 記 山 本 恭 平

◎ 説明のため出席した者

市 長齊藤守史 公営競技事業所長 井出洋史

副 市 長 田 中 秀 哲 市民環境部次長 吉 原 文 明

教 育 長 片 峯 誠 都市建設部次長 鬼 丸 力 雄

上下水道事業管理者 梶原善充 会計管理者 安永明人

企画調整部長 森口 幹男 高齢者支援課長 長尾 恵美子

総務部長 石田愼二 介護保険課長 髙瀬英一

財務部長 髙木宏之

経済部長 田中 淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森 田 雪

福祉部長古川恵二

都市建設部長 菅 成微

上下水道局次長 中村 武 敏

教育部長 瓜生 守

地域連携都市政策室長 久 原 美 保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司